

新大綱策定会議（第1回）

議事録

日 時 平成22年12月21日（金）9：01～11：58

場 所 大手町サンケイプラザ ホール

議 題

1. 新大綱策定会議の運営について
2. 新大綱策定会議において議論すべき点について
3. その他

配付資料：

資料第1号 原子力政策大綱の策定について（平成22年11月30日原子力委員会決定）

資料第2号 原子力委員会専門部会等運営規程

資料第3-1号 動画による議事の公開について（案）

資料第3-2号 意見募集の実施について（案）

資料第4号 原子力政策大綱（平成17年10月策定）【概要】

資料第5号 我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する現状について

資料第6-1号 原子力政策大綱の見直しの必要性に関する検討について（平成22年7月20日 原子力委員会決定）

資料第6-2号 原子力政策大綱の見直しの必要性の検討過程における意見聴取の実施状況

資料第6-3号 原子力政策大綱の見直しの必要性の検討過程で寄せられた主な意見

資料第7号 新大綱策定会議メンバーからの提出資料

午前 9時01分開会

○吉野企画官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第1回新大綱策定会議を開会いたします。

原子力委員会委員長で新大綱策定会議の議長を務めます近藤駿介より、開会に当たりごあいさつを申し上げます。

○近藤議長 近藤でございます。おはようございます。

新大綱策定会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まずは、皆様にはご多用中にもかかわらず、また年末のお忙しいところ、本日この会議にご出席賜りましたこと、またそれ以前にこの会議のために原子力委員会専門委員をお引き受けいただきましたこと、まことにありがたく、心から御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

さて、原子力委員会は原子力の研究開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的運営を図るために、内閣府に設置されておりました、これらに関する施策の企画、審議及び決定をすることが任務とされております。

この任務を達成するため、原子力委員会は原子力基本法が定める原子力研究開発利用の目的、すなわち将来のエネルギー資源を確保し、学術及び産業の振興を図り、もって人類社会の福祉の向上と国民生活の水準向上に貢献するという目的を達成することに関する政府の取り組み、あるいは取り組みの基本的考え方を長期的観点から取りまとめて皆様にお示しすることが適切と考え、平成17年にこれを原子力政策大綱として取りまとめました。これに対して、政府はこれを我が国の原子力研究開発利用の基本方針として尊重し、原子力の研究開発利用を推進するとの閣議決定を行いましたので、私ども、関係各位に対して、ここに示された基本方針に沿って、各般の取り組みをお願いしてきたところでございます。而して、今年に入り、爾来5年を経過いたしまして、そうした取り組みの進展状況を踏まえて、その先の取り組みの在り方を国の内外の情勢を踏まえて考える局面も生じており、あるいは原子力研究開発利用をめぐる動向の展望におきましても、過去において想定したところとは異なる様相が想定される状況が生じておることもありますので、継続すべき考え方、導入すべき新しい考え方について整理し、今後の取り組みの大綱的指針であり続ける原子力政策大綱にしたいと考えるに至り、その案を企画し、審議するための会議に皆様のご参集をお願いした次第でございます。

審議期間としては、約1年を予定しております。この間、会議の日程等につきまして、いろいろ無理をお願いすることになるかと存じますが、皆様には、ぜひ原子力委員会のこの取り

組みに関してお知恵と時間をおかしたいただきたく、このことよろしくお願ひ申し上げます。

通常であれば、冒頭あいさつというのは、大体ここで終わるべきなのですが、ごく最近、原子力政策大綱と同じく大綱という名称を用いた政府の決定、すなわち防衛大綱の閣議決定が直近に行われました。これは正確には平成23年度以降に係る防衛計画の大綱と言うんだそうありますが、これがその基本哲学を基盤的防衛力の整備から動的防衛力の整備というふうに変えたことを報道で知り、それを一読して、ここで一言申し上げたくなりましたので、あと1分だけおしゃべりをお許してください。

私はこれを一読しまして、我が国が原子力の研究開発利用によって、将来のエネルギー資源を確保し、人類社会の福祉の向上に貢献するという原子力基本法の目的を達成するにはGNPの大きさが重要になるところ、2030年ぐらいには我が国のそれは、中国、米国、インド、ブラジルに次ぐ5位に位置するとはいいましても、中国以外のアジア諸国全体と合わせましても、中国に及ばないという状況が展望されていることについて、どうするべきか考えるべき時期が近付いていると認識すべきと思いました。具体的には、そういう状況に向かいつつある中で、この原子力基本法の目的を達成していくためには、どこかの時点で国際社会との連携強化に本腰を入れる必要がある、そういうパラダイムシフトを決断をする必要があるのかなというふうに感じました。

そこで、もちろん新しい政策大綱をそうしたパラダイムシフトを内包するものにするかどうか、これは当然に今後の皆様のご審議、ご議論次第でございますが、今ここで申し上げたいことは、皆様にはそれぞれの立場からの将来展望に立って、原子力政策のあり方について自由闊達に問題提起し、ご議論いただき、パラダイムシフトをさけることなく、目的達成のために最も効果的な国民と共有できる施策の方向性をおまとめいただくべくお願いしたいなど、このことを念のためお願いしたいと考えた次第でございます。

一言が二言になってしまいました。以上在所感を添えまして、開催のごあいさつといたします。重ね重ねよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、司会をさせていただきますが、まずは新大綱策定会議のメンバーの皆様から一言自己紹介をお願いしたいと思います。時間が限られておりますので、着席の順に、お名前とご所属だけに限ってご発言いただければと思います。皆様のお手元の資料第1号の3ページ目の別紙にこの会議の構成員の一覧がありますので、上から何番目とおっしゃっていただいてもよろしいのかなと思います。

それでは、あいうえお順で青山さんからです。

○青山委員 おはようございます。

独立総合研究所の青山繁晴です。よろしく願いいたします。

○近藤議長 続いてどうぞ。

○秋庭委員 おはようございます。

今年の1月より原子力委員に就任いたしました秋庭と申します。よろしく願いいたします。

○浅岡委員 おはようございます。

NPO法人気候ネットワーク代表の浅岡でございます。よろしく願いします。

○阿南委員 全国消費者団体連絡会の事務局長をしております阿南と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○五十嵐委員 おはようございます。

日本電機工業会の原子力政策委員長をやっております、東芝の五十嵐でございます。よろしく願いいたします。

○大橋委員 おはようございます。

東京大学システム創成学専攻の大橋弘忠です。よろしく願いします。

○大庭委員 おはようございます。

原子力委員会委員の大庭です。よろしく願いいたします。

○尾本委員 おはようございます。

原子力委員の尾本です。よろしく願いします。

○河瀬委員 おはようございます。

全国に原子力発電所が立地をしております地域の会長をしております日本一体重の重い市長であります敦賀市長の河瀬と申します。よろしく願い申し上げます。

○清水委員 おはようございます。

東京電力の清水でございます。電気事業連合会の会長を務めております。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木（篤）委員 おはようございます。

日本原子力研究開発機構の鈴木と申します。よろしく願い申し上げます。

○鈴木（達）委員 おはようございます。

同じく鈴木でございますが、原子力委員の鈴木でございます。よろしく願いします。

○田中（知）委員 おはようございます。

東京大学工学系研究科の原子力国際専攻の田中でございます。よろしくお願いいたします。

○知野委員 おはようございます。

読売新聞の編集委員の知野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○中西委員 おはようございます。

東京大学大学院農学生命科学研究科の中西と申します。よろしくお願いいたします。

○南雲委員 おはようございます。

日本労働組合連合会、連合の南雲と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○伴委員 おはようございます。

認定NPO法人原子力資料情報室の伴英幸と申します。よろしくお願いいたします。

○増田委員 野村総合研究所顧問の増田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○又吉委員 おはようございます。

モルガン・スタンレーMUF G証券の又吉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○松村委員 東京大学社会科学研究所の松村と申します。よろしくお願いいたします。

○水野委員 おはようございます。

日本貿易振興機構アジア経済研究所の水野と申します。よろしくお願いいたします。

○山地委員 地球環境産業技術研究機構の、長いので、R I T Eと略称していますが、山地でございます。よろしくお願いいたします。

○山名委員 京都大学原子炉実験所の山名でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉野企画官 本日、東京大学東洋文化研究所教授の田中明彦委員及び原子力発電関係団体協議会会長の谷本正憲委員は、ご所用によりご欠席でございます。

○近藤議長 引き続き事務局も自己紹介をいただけますか。

○泉統括官 おはようございます。

内閣府の科学技術政策担当の政策統括官で、同じく原子力政策担当室長をしております泉と申します。よろしくお願いいたします。

○梶田審議官 内閣府で泉の下で次長をしております梶田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村参事官 同じく参事官で事務局を務めております中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉野企画官 同じく事務局で企画官を務めております吉野でございます。よろしくお願いいたします。

○近藤議長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、事務局から配付資料の確認をいただきましょうか。

○吉野企画官 それでは、皆様のお手元にお配りいたしました本日の配付資料について確認させていただきます。

お手元の一番上に議事次第と申しました紙を置かせていただいているかと思えます。

その下のほうに配付資料一覧ということでございまして、資料1号から7号までが記述されてございます。その後1号以下の資料が第7号までございますので、ご確認いただければと思います。特に資料の第3と6に関しましては枝番がついておりますので、お気をつけいただければと思います。

もし何か落丁や不足等ございましたら、事務局のほうにお声がけください。

また、メインテーブルの皆様の机の上には、この大分厚いドッジファイルにとじましたものが参考資料として置かせていただいております。この中には、本大綱策定会議の設置を決定いたしました原子力委員会決定でございまして、そのほか現行の原子力政策大綱、また6月に閣議決定されたエネルギー基本計画や原子力立国計画、そのほかの報告書類がとじられております。この見直しの過程におきまして必要となります資料かと存じるものととじさせていただきますので、よろしくお使いいただければと思います。

それでは、もし何かありましたら、後ほどでも結構ですので、事務局にお声がけください。よろしく願いいたします。

○近藤議長 よろしゅうございますか。

それでは、早速議題に入りたいと思います。本日の議題は1つが新大綱策定会議の運営についてお諮りすること、2つが新大綱策定会議において議論するべき点について、これは皆様にご発言いただくこと、そして3つはその他となっております。よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題、新大綱策定会議の運営についてでございますが、これにつきましては運営にかかわる事項を取りまとめた資料を用意してありますので、これを事務局に説明させた後、お諮りしたく存じます。よろしゅうございますか。

それでは、事務局、よろしく願いいたします。

○吉野企画官 それでは、お手元資料の第1と第2をご用意いただければと思います。

第1が11月30日に原子力委員会で決定いたしました原子力政策大綱の策定についてでございます。

1ページ目の1、新たな原子力政策大綱策定への着手ということで、冒頭委員長より申しま

したような諸般の事情をかんがみて、策定会議の設置を決定させていただいたものでございます。

次のページをおめくりいただきまして、2. でございます。

こちらのほうが議題に関係いたします新大綱策定会議の設置、運営等についてということでございます。ご説明させていただきます。

新大綱策定会議の設置、(1) とございます。

その中でやや細かくなりますので、ポイントといたしまして、(ニ)、(ホ)、(ヘ) といったところをご紹介します。

(ニ) でございますが、本会議の議長は原子力委員会委員長をもって充てることといたしております。

(ホ) でございますが、本会議は構成員の半数、いわゆる客定数の出席を2分の1とさせていただきます。

(ヘ) でございますが、構成員の代理出席は認めないものとします。ただし、議長が必要と認める場合には、欠席する構成員の代理の者を説明員として出席させることができることとしますとさせていただきます。

また、(2) に移りまして、調査審議の進め方等についてでございます。主に情報公開についてでございます。

その2行目にございまして、基本的に議事を公開することとしております。ただし、議長が議事を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではないとさせていただきます。

5行目に移りまして、さらに、次の掲げる事項に配慮するものといたしますとしてございまして、(イ) でございますが、策定会議及び小委員会等の議事録は会議終了後速やかに作成し、原子力委員会ホームページ等において公開します。その際、議事概要の作成や録画等の方法により、速報性の確保に努めます。

(ロ) 意見募集やご意見を聴く会の開催等により広く国民の意見を聴取して、これを調査審議に反映しますといったようなことを定めさせていただきます。

次のページは皆様の一覧でございますので、ご紹介を省略させていただきます。

また、資料2のほう、さらに細かい議事運営等を定めさせていただきます。後ほどごらんいただければ幸いです。

以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。基本的にこのような考え方で、この会議を運営させていただきたく存じますが、よろしゅうございますか。

なお、二つ、ひとつは、今読み上げを省いてしまいましたけれども、この運営規定の2条2項に部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理するとありますところ、議長代理をあらかじめ指名させていただきたく、これを鈴木原子力委員会委員長代理にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、そのようにさせていただきます。

二つ目は、今ほどご紹介がありました審議の進め方等に関連して、公開といっても、傍聴にこれない方には議事録にアクセスできることでこれを担保するのが通例であるわけですが、速報性を確保する観点から、会議を録画して、議事録が確定するまでの間、原子力委員会ホームページに動画を公表してはどうかと考へ、その案を紙にしたものを用意しましたので、それを事務局に説明させます。

事務局、お願いします。

○吉野企画官 それでは、右肩の資料番号3-1をごらんいただければと思います。

動画による議事の公開について（案）でございます。

1番、基本的な考え方のところでございますが、ただいま議長から申しましたように、速報性を確保する、また本日この時間や場所へご都合がつかないような国民の皆様にも策定過程を広くごらんいただくといったような観点から、議事の様子を録画し、動画を公開してはいかかかという考え方でございます。

具体的な方法といたしまして、事務局によって議事の様子を録画し、原子力委員会ホームページのページ上にて動画を公開するというものでございます。

この録画は1台のビデオカメラにおいて固定された、いわゆるズームなどは行わないような構図を固定した録画を予定しているところでございます。

動画の取り扱いでございますが、会議終了後に速やかに公開するということを予定しております。

掲載期間は会議終了後から正式の議事録が掲載されるまでの間の期間といたします。また、配信された動画は策定会議の公式の記録ではないものと位置づけます。

なお、情報セキュリティに関しましてでございますが、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第4版）に基づきまして、動画を直接ダウンロードして保存するようなことができない等の対策を講じた上で、配信することを予定しているものでございます。

ご説明は以上でございます。

○近藤議長 ありがとうございます。

具体的には、そこにあるカメラを使って、動画と言いながら固定した焦点で映しますので、絵つき録音と考えていただいたほうがいいのかもかもしれませんが、このことについていかがでございますでしょうか。

知野委員。

○知野委員 質問ですが、議事録をできる限り速やかには、どのぐらいの期間を目安とされているのでしょうか、それはほかの審議会と比べてどうなのかということと、もう1点はこの場の審議の様子はメディアに対しても、例えばテレビ撮影はずっと可能であるかという、その2点を確認させていただきたいのですが。

○近藤議長 はい。第一の点は、議事録は速記を起こして、それが多分2日か3日だと思いますが、それを皆様に送ってチェックをいただくと、これをするかしないかが選択なのですけれども、経験からしますとしたほうが良いと思いますが、それをしていただいて返ってくる、ここがクリティカルパスになって、チェックの期限を短めに切れば早くなるのですが、これまでの経験に基づけば、大体3週間とっています。他の審議会も早くてその程度と理解をしています。

また、第二の点については、公開している会議ですので、議場におけるマスメディアの取材活動は制限していません。したがって、テレビ局が何かを映していかれることについても常識的な行動をなさるという前提で、制限していません。

○青山委員 今後、審議が進んでいくと、原子力防護、核セキュリティのことも出てくると思うんですけども、ご承知のとおり今、IAEAでINFCIRC/225の見直しをしまして、大分公開されてますけれども、まだ部分的には非公開のところがありますね。それに触れないで議論するわけにもいかないと思うんですが、それに触れて議論する場合は、あらかじめ例えば議長の指示によって、その部分は非公開であるということでしょうか。

○近藤議長 それはそのとおりでございます。

○青山委員 わかりました。

○河瀬委員 規程の中で、代理出席は認めないということでありまして、そういう中で書面による意見というのは可能なんでしょうか。

○近藤議長 はい、いまは知野委員のご質問に関して議論しているので、ちょっと話題がずれましたが、ご質問の点については、既に今回も書面でいただいていますように、書面について

は席上配布させていただき、また、あらかじめ、わたくしにお申し出をいただき、必要と判断させていただいた場合には説明員をご指定いただき、その方に読み上げていただくことも認める案になっています。

○河瀬委員 ありがとうございます。

○近藤議長 知野さんのご質問に対してはお答え申し上げたと思いますが、よろしゅうございますか。はい、知野委員。

○知野委員 やはり3週間だとかなり遅いと思います。もっと早く議事録を公開されたほうがいいと思いますので、そこをご検討いただきたいと思います。

○近藤議長 はい、それには皆様のご協力とご理解が肝要と思いますが、工夫させていただくことにします。速報という意味では、手前に事務局が勝手に議事概要をつくって公開する手もあるんですが、全国のここに来れない方に会議の状況をお伝えしたいという意味で、録画を公開するというのを提案した次第です。そうしますと、それについてはご異論ないということによろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきます。

ありがとうございました。

それから、もう一つお諮りしたいことは、運営の考え方のなかに国民の皆様から適宜にご意見をいただくことという事項がありますが、これについて、最近の政府の審議会を見てみますと、常時意見を受け付けるというのがどうもパターンのございますので、私どもとしてもそうしたらと思います。そこで、これにつきましても具体案を用意しましたので、これを事務局に説明させます。

○吉野企画官 それでは、お手元、右肩の資料番号、資料3-2、意見募集の実施について（案）をご説明させていただきます。

1. 基本的な考え方でございます。

この原子力策定大綱の策定過程におきまして、国民の皆様への参加の機会をより多く設ける一環といたしまして、国民の皆様から常時原子力政策に対するご意見を広く募集してはかがかというものでございます。

次、具体的な方法でございますが、原子力委員会のホームページの中に国民の皆様からご意見を募集する窓口を設置すると、ご意見は本日よりこの大綱、第1回会議の終了後、新たに原子力政策大綱策定案が取りまとめられるまでの間、常時募集するという形を考えております。

3. ご意見の取扱いでございますが、寄せられた皆様のご意見は個人情報等を除き、配慮い

たしまして、基本的に原文を新大綱策定会議メンバー委員の皆様へ資料として配付し、新大綱策定会議における議論の参考にさせていただくということを考えております。

国民の皆様のご意見の動向を把握するためのものであり、ご意見に対して個別に考え方を表明することはいたしませんという位置づけでございます。

なお、寄せられたご意見は原子力委員会ホームページ上で、そのほかの国民の皆様にもご紹介するというを考えてございます。

個人情報の保護その他については、以下6つのぼつでございますようなことを想定してまして、個人情報の保護を図っていきたくと考えているものでございます。

以上でございます。

○近藤議長 このようなことをご意見をいただき、かつまたそれにつきまして、この会議のメンバーに随時配付、ごらんいただくという運営をすることについて、いかがでございましょうか、よろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきます。

そういたしますと、第1の議題はこれで終わります、議題の2に移りますが、念のため、先ほどのビデオの件につきましては、今から多分録画を撮るということにさせていただきます。また、これから、ご発言を希望される方は、ネームプレートを立ててご発言の希望があることをお示しください。順序を間違えないように努力はしますが、間違えるかもしれませんが、私から指名後、発言するようにしてください。ご理解とご協力をお願いします。

それから、もう一つ余計なことかもしれませんが、会議の着席順ですが、あいうえお順にしますといつも同じ人が隣になります。そのほうがいいという人もいるんですが、毎回ローテーションで少しずつ席がかわっていく方がいいというご意見もあり、経験ではその方がよいというご意見が多いようですので、これはご意見を伺わず、そのようにさせていただきますので、ご理解をよろしくをお願いします。

さて、議題の2は新大綱策定会議において議論すべき点についてということでございますが、原子力研究開発の現状等について基本的なところを取りまとめた資料を用意してございますので、それを事務局に説明させ、それも参考にさせていただきながら、皆様からご意見を伺うことにしたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○吉野企画官 それでは、お手元の資料の第4、第5、そして資料6-1、2、3の5つの資

料に関しまして、続けてご説明をさせていただきます。

まず、資料の第4でございます。

こちらはA4横の資料でございますが、原子力政策大綱、こちらが5年前、平成17年10月に策定させていただいたものでございます。柱書きのところでございますが、原子力政策大綱は、今後10年間程度に進めるべき原子力政策の基本的な考え方を示すものとして決定いたしましたものでございます。

平成17年10月に政府といたしましても、本大綱を原子力政策の基本方針として尊重し、原子力の研究、開発及び利用を推進する旨の閣議決定が行われているという位置づけでございます。

こちらの大綱の概要のところでございますけれども、第1章といたしまして、基本的目標として4つの事項、共通理念といたしまして、5つの事項を掲げまして、第2章以降、各分野の取り組みの基本的な考え方を6章まで記述させていただいているものでございます。

第2章の基盤的活動の強化の中におきましては、安全確保、平和利用、廃棄物処分、人材育成、広聴・広報、立地地域との共生といった5つの項目を、第3章、原子力利用の推進の中では、原子力発電、核燃料サイクル、放射線利用といった3つの項目について、記述させていただいております。また、第4章では研究開発、第5章では国際的取組、第6章ではその評価、PDCAサイクルの充実といったようなことを記述しているものでございます。

大変簡便でございますが、以上でございます。

続きまして、資料の第5に移っていただきまして、我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する現状についてということでございまして、資料の第4の中で現行大綱の中で記述されております事項が5年間を経まして、現状どのようになっているかということをご概観するべく用意させていただいたのがこの資料の第5でございます。

専門家でない方にもご理解いただけるように、基本的な事項を網羅して作成したものでございます。

下のほうに目を移していただきまして、目次でございますが、第1章から第11章まで、全般から原子力関係予算までの11章立てで構成させていただいております。

1ページおめぐりいただきまして、第1章、全般でございます。

我が国の主な原子力関連法規等ということでございます。

オレンジ色の枠囲みで、各行政機関は、国会の定める種々の法令の求めるところに従って、原子力行政を進めているというふうでございます。

このオレンジ色の枠囲みがこの項目に関します現状を簡便に記述させていただいているところでございます。枠囲みの下にその枠囲みで記述した事項を示すデータ等を掲載させていただいております。この法規に関しましては、原子力基本法がベースにございまして、本原子力委員会及び原子力安全委員会を設置した設置法、さらに安全、防災の規程、さらにエネルギー利用や放射性廃棄物などに関する法令が定められているところでございます。

次のページ、3ページ、政府の原子力行政体制でございますが、こちらのほう原子力委員会が政策の基本方針を、原子力安全委員会が安全確保の基本方針を示し、各省がそれぞれその所掌に基づきまして分担して、行政を推進しているという体制となっているものでございます。

次、4ページ、お進みいただきまして、我が国のエネルギー政策でございます。

このエネルギー政策は、いわゆる原子力のエネルギー利用も含めたそのほかの化石燃料でございますとか、自然エネルギーも含めたエネルギー政策という意味でございますが、エネルギー政策につきましては、エネルギー政策基本法におきまして、安定供給、環境適合、経済性といった基本方針を示し、それに基づきまして、需給に関する長期的、総合的、計画的な推進を図るための基本計画が策定されております。

本年6月には、エネルギー基本計画が改められまして閣議決定されているところでございます。

続きまして、成長に向けての原子力戦略というところでございますけれども、政府がシステム開発、輸出、インフラ整備、輸出といったような成長戦略を設けている中におきまして、本年5月に当原子力委員会といたしましても、その目指すところに貢献するという観点から、原子力の分野で重点的に推進すべき施策として、成長に向けた原子力戦略を策定させていただいたところでございまして、先ほどご紹介したドッジファイルの中にも入れさせていただいているものでございます。

ページをおめくりいただきまして、第2章、エネルギー利用でございます。

まず、世界のエネルギー需要の見通しということでございまして、世界のエネルギー消費量は増加傾向ということでございます。また、中国、インドなどの伸びが非常に大きいと予測されておりまして、下に国、地域別の見通しとエネルギー源別の見通しを併記させていただいております。

下にお移りいただきまして、諸外国の原子力政策の変遷ということでございます。

1970年代、80年代にOECD諸国を中心といたしまして、原子力発電の導入拡大が進んだというところでございますが、80年代のチェルノブイリ事故以降、新規建設が停滞しており

ますが、2005年以降エネルギーセキュリティ、化石燃料の価格変動への懸念、低炭素社会への移行といったような観点から、開発途上国でも新たな原子力発電の導入の検討が開始され、OECD諸国ないしは中、印、ロ、韓といったようなところでも、拡大傾向が出てきているというところがございます。

欧州におきましては、2009年ごろからイタリア及びスウェーデンが脱原発政策を修正するに至り、ドイツも運転期限の延長の修正を行ったという状況でございます。

次のページ、我が国のエネルギー供給でございますが、エネルギー基本計画、この黄色の囲みはエネルギー基本計画や現大綱の記述を抜き出させていただいているところでございますが、基本計画に2030年に向け自主エネルギー比率を現行38%から70%とすることを目指すと記述されておりまして、現に我が国の一次エネルギーの構成は下のグラフにございますとおり、石油、天然ガス、石炭などの化石燃料が大層を占めておりまして、その多くが輸入に依存されているところがございます。

次、我が国の電源別発電電力量でございますけれども、エネルギー基本計画では水力等に加え、原子力を含むゼロエミッション電源比率を2020年までに50%以上、30年までに約70%とするところを目指すとされております。

現大綱では、2030年以後も総発電電力量の30から40%以上を原子力発電が担うことを目指すとされているところがございます。

下のグラフをごらんいただきますと、現行約30%ぐらいが原子力により担われているということがわかります。

ページをおめくりいただきまして、我が国の原子力発電の現状というところがございます。

基本計画では、2020年までに9基、2030年までに少なくとも14基以上というふうに記述されておりまして、現在54基が運転中で、2基が建設中というような状況でございます。

下、原子力発電所の設備利用率でございますが、エネルギー基本計画では20年までに約85%、30年までに約90%の設備利用率を目指すとされているところがございます。国際比較などをいたしますと、2000年以降、ドイツ、フランス、米国などでは70%を超えております。日本では90年代後半から2000年代初めにかけて80%を超えた時期もございますが、その後は事故、トラブル、地震等による定検期間の延長などにより、六、七十%の水準で推移しているところがございます。

次、ウラン資源の特徴というところがございますが、ウラン資源は石油や天然ガス等に比べまして偏在せず、多様な地域に広く分布していると。また、濃縮したウランという形となりま

すと、化石燃料と比べまして、必要とされる運搬物量が少なく、備蓄性が高いといった特徴がございます。

また、原子力とCO<sub>2</sub>排出量の関係でございますが、まず排出量の現状と予測でございます。

下のグラフでございますとおり、中、印といった途上国の排出量が大きな割合を占めております。また、特に途上国の今後の増加が見込まれているという状況でございます。

次のページ、お願いいたします。

上、原子力発電のCO<sub>2</sub>排出低減の寄与でございますけれども、太陽光、風力、原子力といったようなものは、発電過程でCO<sub>2</sub>を排出せず、ライフサイクルで見ても、化石燃料に比べて非常に小さいというところでございます。また、CO<sub>2</sub>排出量を削減するための単位当たりのコストは原子力が最も小さいという形となっております。

下でございますが、CO<sub>2</sub>排出量削減に係る原子力の役割でございますが、今後政府のエネルギー需給見通しで2030年までの見通しでございますが、一次エネルギー供給の推移、特に電源の中での原子力の役割は今後ますます重要になるというふうに予測されているところでございます。

右のページにお移りいただきまして、政策評価（エネルギー利用）というところでございます。

こちらは5年前に大綱を策定いたしましてから、昨年度、一昨年度といったような中間年に原子力委員会で外部有識者を招きまして、現大綱の項目別の評価を行った結果の要約を掲載させていただいているものでございます。

個別の内容の紹介は省略させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、第3章、核燃料サイクルでございます。

エネルギー安定供給への寄与というところでございまして、ウランも化石資源と同様に有限な資源でございまして、約100年程度の可採年数と見込まれているところでございます。また、今後2020年初頭に向けまして、需給が逆転する見通しとなっているところでございます。

下、核燃料サイクルの現状でございますけれども、現大綱では、我が国は安全性、核不拡散性、環境適合性を確保するとともに、経済性にも留意しつつ、使用済燃料を再処理、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本方針とすると定められているところでございます。

右に移りまして、プルトニウムの有効利用でございますが、当面はプルサーマルを着実に推進、そして実験炉「常陽」、原型炉「もんじゅ」等の成果を踏まえて、2050年ごろからの商

業ベースの導入を目指すとなっているところをごさいます、プルサーマルは現在3基で実施中をごさいます、その後拡大の見通しをごさいます。

また、現在「常陽」、「もんじゅ」でプルトニウムの利用を進めておりまして、2025年ごろまでの実証炉の実現、50年より前の商業炉の導入に向けた研究開発というところまで進めさせていただいているところをごさいます。

次のページ、放射性廃棄物の第4章をごさいます。

全体の概要をごさいます、放射性廃棄物は「発生者責任の原則」、「廃棄物最小化の原則」、「合理的な処理・処分の原則」及び「国民との相互理解に基づく実施の原則」の下で処理・処分を行うとされているところをごさいます。

この原則にのっとりまして、以下の図にごさいますような各種の廃棄物に関しまして、国はその処分に関する方針の決定やルールを整備を行っているところ、また研究開発を行っているところをごさいます。

下、高レベル放射性廃棄物の処理・処分をごさいます、こちらは特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づきまして地層処分を行う。また、その実施主体として、原子力発電環境整備機構（NUMO）が定められているところをごさいます。

平成14年から市町村を公募している状況をごさいます、今のところそのプロセスの最初の文献調査に着手できていないというところをごさいます。

諸外国におかれまして、地層処分が採用されておりまして、スウェーデン、フィンランドでは建設地が選定されているところをごさいます。

右にお移りいただきまして、低レベル放射性廃棄物の処理・処分といったようなところをごさいます。

低レベルの放射能の低いレベルの廃棄物については、青森県六ヶ所村の処分場において、現在順次埋設処分がされているところをごさいます。

高レベルは先ほどご説明したとおりをごさいます、ウラン廃棄物に関しましては、安全規制の整備がこれからという状況をごさいます。

また、特に放射能濃度が極めて低く、人体への影響が無視できるものに関しましては、クリアランス制度を用いてリサイクル、再利用されているものもあるという状況をごさいます。

次、第5章にお進みいただければと思います。

安全確保、平和利用の担保、核セキュリティといったところをごさいます。

まず、安全確保の基本的な考え方でございすけれども、この原子力施設によります公衆や

作業者への健康リスクが十分低く抑制されていることが大前提ということでございまして、事業者は深層防護といったような考え方を採用いたしまして、リスクを抑制し、安全を確保する第一義的責任を有するとされております。また、国はその事業者のリスクを抑制する観点から、十分な取り組みを行わせる責任、また最新の知見を踏まえて、その制度の改良・改善を図っていくといったようなこととされております。

下、安全確保のための制度でございしますが、ややちょっと細かくて恐縮でございますけれども、国は原子力施設の設置や運転等に関する規制を建設準備や建設中、そして建設後の運転といった各段階ごとに実施しているところでございまして、関係省庁が連携して取り組んでいるものでございます。

右、平和利用の担保でございしますが、平和利用のため、非核三原則を堅持しつつ、原子力の研究、開発及び利用を厳に平和の目的に限って推進し、国際的な核不拡散制度に積極的に参加し、IAEAの保障措置、国内の保障措置などの厳格な適用を確保していくとされているところでございまして、我が国はIAEAとの協定やそのほかの二国間の協定のようなものを遵守して活動を行っているところでございます。

また、下の平和利用の担保というところでございまして、ただいま申し上げました、いわゆる不拡散のための保障措置といったようなものをIAEAの査察を受け入れるなどの形で、透明性高く行っているところでございます。

次のページに核セキュリティに関係してでございます。

核セキュリティ、ちょっと耳なれない言葉かもしれませんが、核物質、放射性物質、または関連施設に関する盗取、盗み出すこと、ないしは妨害破壊行為を防止するために、これらの行為を阻止、検知及び対応することということでございます。

これに関します核物質防護条約、この核物質防護は核セキュリティとほぼ同義で使われておりますけれども、改定等の国際的な動向を踏まえて、国はその制度の改良・改善を図っていくこととされておりますし、2001年の米国の同時多発テロ以降、非常に関心が高まり、いろいろな条約の改定などが行われているところでございます。

下の原子力関連施設の核物質防護対策のイメージでございしますが、このような図にあるようなイメージで一例でございすけれども、核物質防護対策が講じられておりまして、具体的には原子炉等規制法の中で国際的なIAEAのガイドラインに準拠した形で対応がとられているというところでございます。

次のページは政策評価ですので、省略させていただきます、6章、国際的取組の推進のほ

うにお進みいただければと思います。

国際協力ということでございまして、我が国がその知見や成果を効果的に利用するに当たっては、二国間、多国間、国際機関を通じての国際協力を推進すべきというふうにされているところでございます。

特に開発途上国に関しましては、開発途上国が原子力の利用をするに当たっての安全基盤の形成でございますとか、人材育成、またいろいろな制度整備などの準備活動に対する協力を引き続き進めていくべきとされているところでございます。

また、その際にはオレンジのところでございますが、国際機関などの平和利用のための活動に貢献していくと、また特に核セキュリティや不拡散の観点からは、いろいろな資機材の輸出に関しまして、二国間協定を締結いたしまして、平和利用というのを確保しているところでございます。

下に移りまして、原子力産業の国際展開のまず1番目、現状でございますが、原子力プラントメーカーを有するのは、世界的に見て10カ国程度というところでございます。我が国のメーカーは、これまで機器の供給者としての国際展開の経験はございますが、建設経験自身はないという状況でございます。

また、プラントの前の段階のウランの権益に関しましては、近年さまざまな事業者が積極的にその権益確保に展開されているというような状況でございます。

右のページの上でございますが、原子力産業の国際展開の2番目でございますが、この中で大綱の中で、我が国の原子力産業が国際的に展開することは意義を有するとされておりまして、その一方で国際的な核不拡散体制の枠組みに沿って、輸出管理等を厳格に講じていくべきというふうにされているところでございます。

現に下の地図にございますとおり、現在多くの国で原子力発電の新規導入の拡大などが検討されておりまして、ベトナムでは昨今報道されたような国際原子力開発株式会社が設立されまして、我が国官民が一体となった取り組みを推進しているところでございます。

次のページ、第7章、放射線利用にお進みいただければと思います。

今まで主にエネルギー利用を中心に説明させていただいておりましたが、原子力利用は大きな柱といたしまして、もう一つ放射線利用がございます。下の円グラフをごらんいただければおわかりのとおり、トータルといたしましては約9兆円でございます。5兆円弱がエネルギー利用でございまして、4兆円強が放射線利用という形となっております、ざくっと半々といったような感じでございます。

下にお移りいただきまして、この放射線利用の現状でございます。

放射線利用は分野は着実に拡大してきているというところでございますけれども、今後さらにそれが拡大していくためには、潜在的な利用者の方々の技術情報や効用と安全性についての理解の不足を解消していくことが重要というふうにされているところでございます、具体的な例といたしまして、医療分野の検査や治療、農業分野のいろいろな品種改良といったようなもの、工業分野の計測や素材の加工といったようなもの、環境分野の計測、そして研究分野といったようなところで利用されている状況でございます。

また、右にお移りいただきまして、放射線による戦略産業化の例でございますけれども、例えば地域のさまざまな産業活動に活用されているものでございまして、治療施設の設置でございますとか、いわゆるビームラインの整備とそれを地域の産業に利用するための取組でございますとか、ないしは地域の伝統産業のさらなる発展に用いるといったようなことがされているところでございます。

次のページ、8章、原子力研究開発の推進にお進みいただければと思います。

我が国の研究開発の取組状況でございますが、原子力研究開発は、異なる段階にある研究開発課題に対する取組を並行して進めていくことが適切というふうになっているところでございます、異なる段階とございますのは、下の表にございます5つの段階、基礎・基盤的な段階、革新的な技術概念の実現可能性を探索する段階、また革新的な技術システムを実用化候補まで発展させる段階、革新的技術システムを実用化する段階、そして実用化された技術を改良・改善する段階と5つの段階が平行的にという理念を打ち出させていただいているところでございます。

下のほうに移っていただきまして、研究開発の例として大きな例を2つ挙げさせていただいております。

実用化段階の例といたしましては、次世代軽水炉の開発が推進されているところがございます。また、革新的な技術の実現可能性を探る段階といたしましては、核融合に关します国際的なプロジェクトのITERといった計画に我が国も参画させていただいているところがございます。

ページをおめぐりいただきまして、第9章、原子力人材の育成・確保でございます。

以上、るるご説明申し上げましたような原子力の研究開発、利用を持続的に継続、発展させていくためには、人材の確保が重要であるということでございます。

産業界におきましては、特に原子力発電の基数が増加している。ましてや産業利用も拡大傾

向にあるということで、従事者数自身は増加傾向でございますが、年齢構成を見ますと高齢化が進んでいるというような状況でございます。また、特に国際展開などを視野に入れますと、人材のニーズの質、量とも要求水準が高まっているというようなところがございます。

その中でも、産業界の研究者でございますとか、公的機関の研究者の人材が減少傾向にあるということで、基礎・基盤的な研究を行う基盤が脆弱化しているという現状がございます。

下にお移りいただきまして、以上のような状況を踏まえまして、本年11月に国の呼びかけを受けまして、各界の賛同を得まして、原子力人材ネットワークが設立されているところでございますし、そのほかにも原子力人材育成プログラムは国が行っておりますし、そのほかの大学や産業界などにおきましても、さまざまな取組が行われているところでございます。

次のページをおめくりいただきまして、第10章、原子力と国民・立地地域の共生でございます。

広聴・広報活動の現状というところでございまして、原子力に係る活動の円滑な推進のためには、国民の信頼が不可欠であり、そのためには安全確保のための活動の透明性の確保が重要とさせていただいているところでございます。そのためには、広聴活動を行い、それを出発点と位置づけまして、さまざまな対話の活動を進めさせていただいているところでございます。

下にお移りいただきまして、世論調査など、これは昨年10月、1年ほど前に実施されたものでございますけれども、原子力政策に前向きなご回答をいただいている傾向が見られるというものでございます。

右にお移りいただきまして、学習機会の整備・充実でございます。

原子力に関する理解の原点は、国民の皆様一人一人に原子力と社会のかかわりについて関心を持っていただくことというふうにさせていただいておりますし、生涯学習の機会を多様化すると、さらに小学校、中学校、高等学校における指導充実や教育の支援制度の充実に取り組むことが重要とさせていただいております。これまで学習指導要領の改訂でございますとか、副読本の作成、配布、また教職員の方向けセミナーといったようなこと、また関係機関への協力支援、都道府県といった自治体への支援といったようなものを行わせていただいているところでございます。

下に移りまして、国と地方の関係でございますけれども、まず黄色のところでございますが、国や事業者等は、地域社会に対して取組の早い段階から丁寧に説明し、対話を重ねることが重要とさせていただいております。地方公共団体は、地域住民の立場に立って取組を行っておりますので、国や事業者等は、その取組に協力すべきと、地方公共団体には国と密接な連携を図

るとともに、住民と国や事業者との相互理解が着実に進むよう、適切な措置を講じることを期待するというふうに行っているところでございます。

これを受けまして、国は立地地域などにおきまして、ヒアリングや説明会などを実施しているところでございますし、議会や自治体からの要請に応じまして、住民説明会などにも出席し、説明などを行ってきております。

また、地方自治体、公共団体は事業者と安全協定を締結いたしまして、原子力発電所の安全の確保の状況等を確認しているというところでございますし、また住民への説明や安全確保の観点から、地方自治体独自の放射線モニタリングなどを実施している例もございます。

次のページにお進みいただきまして、立地地域との共生活動（１）でございます。

地方が主体的に構築いたしましたその発展ビジョンに対しまして、事業者などが有する資源、ノウハウ等を活用していくということに関しまして、事業者等はパートナーとして積極的に参加していくことを期待するとしておりまして、現にその下でございますようなさまざまな技能の研修や認定制度、ないしはマッチングフェアといったようなことに取り組んでいるところでございます。

また、共生活動（２）でございますけれども、いわゆる電源三法交付金に関しまして、研究開発、利用に係る利益の公平性の確保、施設と地域の共生を進める観点で、電源三法交付金が交付されているというものでございますし、その一層の効果的、効率的な執行に向けて、不断の見直しを行うべきとされているところでございまして、ハードやソフト事業への支援、またニーズに応じた用途の拡大等が行われてきたところでございます。

次、ページをおめくりいただきまして、最後の章、11章、原子力関係予算でございます。

原子力関係予算の推移でございますけれども、ほぼ横ばいでございますけれども、一般会計予算が減少傾向にあるというところでございます。

下に移りまして、原子力関係予算、22年度でございますが、その区分、役所の区分とか会計の区分を見ますと、経済産業省の特会、文科省の一般会計、文科省の特会といったようなところが大きなポジションを占めておりまして、そのほかの省庁がそこに記載されたような形で関与しているところでございます。

右にお移りいただきまして、政府の科学技術関係研究予算と原子力関係研究開発予算ということでございます。

国全体のさまざまな分野での研究開発予算でございますが、減少傾向を厳しい財政事情を踏まえまして示しているというところでございます。

その中におきまして、紫色のエネルギーの中に原子力も位置づけられているところでございますけれども、この赤い色の原子力関係予算も減少傾向にあるというところでございます。

続きまして、資料の6に移らせていただきます。

本大綱の見直しを検討するに当たりまして、本年7月より大綱の見直しの必要性に関する皆様からの意見をお聞きする取組を進めてまいりました。それが資料6-1にございます。

中ほどに①、②、③とございまして、有識者からのご意見の聴取、また福井や青森、また東京といったような立地地域、ないしは需要地域での市民の皆様からのご意見の聴取、そしてインターネットを通じましたパブリックコメントの募集といったような3つの形で、多くの皆様方から大綱の見直しの必要の是非につきまして、ご意見をお伺いしたところでございます。

そのご意見をお伺いいたしました有識者などの皆様のお名前は資料第6-2のほうに記載してございます。

資料の第6-3にお進みいただきまして、このご意見をお聞きした結果がこちらのほうにまとめさせていただいているところでございます。

(1)の概要はちょっと細かいので省略させていただきまして、次のページの(2)寄せられた意見の件数等ということでございます。

有識者は23名、ご意見を聴く会においては有識者としては9名から、また一般の方々からご意見をいただいた方は166、パソコンを通じました意見募集に関しましては、件数としては約1,500件、1,200人の方からご意見をいただいたということでございます。

次のページ(3)ご意見の内容のページにお移りいただければと思います。

この多くの皆様からいただいたご意見に関しまして、ご意見の内容はおきまして、ご意見の個々の論じていらっしゃるテーマに関しまして分類、カウントをさせていただいたものを整理いたしましたのがこのご意見の内容のところでございます。

全体、安全の確保、平和利用、放射性廃棄物、人材育成、原子力と国民・地域社会の共生、原子力発電といったような項目に分かれております。

次のページにお進みいただきますと、さらに核燃料サイクル、放射線利用、研究開発、国際的取組、その他といったような形で分類いたしまして、カウントをさせていただいた数字が右側の表に記載されているような形となっております。

ご参考にしていただければと思います。

ご説明は以上でございます。

○近藤議長 どうもありがとうございました。

それでは、これから、皆様にお一人3分ほどで我々は何を議論すべきかについてのお考えをお聞かせいただければと思います。ただいまの資料につきまして、ご意見、ご質問等がおりかと思えますけれども、それについては、その中で触れていただければというふうに思えます。

とても3分じゃ言い尽くせないとおっしゃられる方も多いたと思えますけれども、今から、お一人3分できちんとお話しいただきますと、若干時間が残ると思えますので、もう一度ご発言いただく機会も用意できるかと思えますので、ぜひ、ご協力をお願いします。なお、あらかじめ発言内容についてメモをご提出いただいた委員におかれましては、それを資料第7号に閉じてございますので、このページに自分の意見があるということをおっしゃっていただくとうよろしいのかなと思えます。

それでは、先ほどの自己紹介のパターンであいうえお順にご発言をいただければと思えますが、河瀬委員が早々に退席せざるを得ないと伺っておりますので、最初に河瀬委員にお願いをして、その後あいうえお順にご発言をお願いしたく、よろしゅうございますか。

それでは、そういうことで河瀬委員からよろしく願ひいたします。

○河瀬委員 大変申しわけございません。私午後から実は原子力懇談会といひまして、敦賀の中にありますいろいろな各界、各層の皆さん方のご意見を聴く今日は会がござひます。特にご承知のように「もんじゅ」に關しましての意見交換がござひますので、この後直ちに敦賀へ帰らなくちゃなりません。本当に申しわけなく思っておりますのでござひます。

また、先ほども最後まで資料を見ておけば、提出資料ということであつたのがわかつたんですけれども、確認不足で大変申しわけございませんでした。

私ども立地地域の代表ということで、この場に出させていただひておるわけがござひますが、前回も出させていただきました。そして、いろいろな私どもの立地地域の思いなども述べさせていたひきながら、かなりこういう大綱の中にも盛り込んでいたひいたところがござひまして、厚くお礼申し上げたいところがござひます。

いろいろ5年間の間に変わったこともござひます。ぜひまた今回の大綱の見直しに当たりましての意見もこれから述べていきたいなというふうに思ひますが、細部につきましては、またこれから会議があると思ひますので、大まかなところでお話をさせていたひきたいと、このように存じます。

今、非常に5年前と変わつてきたなと思ひますのが環境問題にしっかりと対応しようというところで、原子力がかんり見直されまして、国民の理解も進んできたなというふうに思ひておるところがござひます。今までですと、私ども立地地域はどちらかというとう肩身の狭い思い、「原

子力を持っている、原子力があるの」と言われるようなところがあったのは事実でございますが、環境の変化の中で、原子力は私どもの地域にあるんだよと言えるようになってこれたかなという思いは実は持っているところでございます。

ただ、全体からいきますと、もう一つそういう面では理解が足りない部分も実はあるわけございまして、ぜひまた生産地と消費地という言葉に置きかえますと、それぞれの地域の中でも思いの温度差というのは、まだあるなということを実は感じておる1人でございます。

そういう意味で、ぜひ国が全面に立ちまして、今までどおり、また今まで以上に国民の皆さん方に説明をしていただきたい、このようにも思っているところであります。

また、私も立地地域との共存共栄ということで、これも事業者の皆さん方、先ほども書いていただいております中で、非常に大きな私ども地域に対しまして、お力をいただいております。まちづくり、地域づくりに大きな私どもの力になっていただいておりますけれども、今後ともそのような形がしっかりいただけますようなことと、国が全面的に立ちまして私ども立地地域、実は国政、いろいろな絡みもございまして、インフラ整備の中で、ここでは言いませんけれども、いろいろ細かい点の話もございまして、ぜひ国を挙げて応援をしていただける体制づくりなどもぜひお願いをしたいと思いますし、また大綱の中でそういうことも織り込んでいただけたらなというふうに思っております。

また、核燃料サイクルの政策ということもございましてけれども、これも前の政治の話の中で、よくぶれるという言葉がございましたが、この原子力政策は国においてぶれないようにしっかりと進んでいただきたいと思っております。これがありませんと国民、また住民の皆さん方というのは不安を持つわけでございます。ぜひそういう観点から、よろしくお願ひしたい、このようにも思うところでございます。

それと、私どもは今福井県のほうでは福井大学原子力工学科、また京大さん、阪大さん等々含めて、連携大学などもつくって、人材育成の場所づくりを行っておりますが、これからたくさんさんの発電所もつくっていかなくちゃなりません。また、諸外国においても、そういう人材が必要であるというふうに存じます。この人材の育成という部分をしっかり今度は今まで以上に盛り込んでいただきたいなというふうに存じておるところでもございまして、また今増設問題の中で、安全審査初めいろいろな審査がたくさんふえてまいりました。特に耐震の見直しなどで細かい部分の審査があるわけでありまして。

そうなりますと、そういう面の人材もいまして、非常に時間がかかってしまうということもございまして、ぜひそういう面の人材育成などもしっかり入れていただきたい、このよう

に思っているところでございます。

これから個々にいろいろと議論をするテーマもあると思いますし、私どもの立地地域として、地域の皆さん方にまたいろいろとお話を聞きながら、この情報を発信をし、そしてまた意見を取りまとめて、発表させていただきたいと思いますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

○近藤議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして青山委員。

○青山委員 青山繁晴でございます。

3分ということで、大急ぎでお話ししたいと思うんですが、現大綱といいますか、平成17年10月策定の大綱を見ますと、どなたも同じ感想を持たれるんじゃないかと思うんですが、網羅的で、一応すべてを網羅しているようになっているけれども、総花的であるということはあると思います。

あれから5年を経まして、例えばこの4月に初めて核セキュリティサミットも開かれました。それから、地球温暖化の問題も深刻化しているわけで、そういうことを踏まえますと、もはや網羅的な、いいことを書いてあるのかもしれないねという大綱じゃなくて、まず政策大綱というからは、政府はどのような義務を負うのかと、民主国家ですから、国民主権に基づいてつくられた政府は、この原子力についてどういうオブリケーション、義務を背負っているのかということを明確にする政策大綱であるべきだと思います。

その上で、私のほうからは3点簡単に問題提起したいんですが、1つは国民の原子力、あるいは核に関する知識の問題、あるいは教育の問題なんですね。

この資料ですとPDFで言う52ページのところに学習機会の整備・充実と書いてあって、要するに日ごろから学習努力を行うことというような努力目標が書いてあるだけなんですが、具体的に日本の原子力教育というのは、僕は極めてプアな状態にあると思っています。

例えば、早い話がこの部屋の中に放射線が上からも下からも存在するということを知らない人が一般社会には少なからず、いらっしゃる。知らないのが悪いんじゃないくて、教わったことがないのです。特に小・中・高までの教育において、そういう教育が僕の知る限りはほとんど行われていません。例えば中越沖地震で柏崎刈羽原発に被害が出て、世の関心が集まったときに、震源地の新潟や燕三条を訪ねて、講演を致しました。その講演会で、この部屋の中にも放射線はありますと言っただけで、講演を聞かれていた善良な市民の方が数人、出口のほうに本当に駆け出していかれたということがありました。すなわち自然放射線の存在が教えられてい

ないのです。誰でも年間平均2.4ミリシーベルトほどの放射線を被爆しますが、それを知らず、放射線というだけで死に繋がりがかねないと誤解されている。今、この会場から笑い声が漏れました。それはよく分かりますが、本当は笑えない実情であって、例えば同じように原子力を推進しているフランスだと、きちんと教育を行っているというふうに僕は理解しています。

そうした教育をフェアに行うことが必要ですし、それも、前回の大綱にあるような「学習機会を充実させましょうね」なんてことじゃなくて、政府の負うべき義務であるということ、はっきりさせるべきだと思います。

それから、今回の大綱の見直しで大きな論点になる、場合によっては争点になるのは、核燃料サイクルの問題、それから核廃棄物処理の問題だと思います。「なるべくなら最終処理までやりましょうね」というような現大綱になっているわけですが、原子力を民主的な手続で政策として採用している以上は、最終処分まで国内で行うということを政府の義務にするのが当然ではないかと思います。そして当然、「そうじゃない」とお考えの方もいらっしゃると思います。そこは、政府の義務が何であるかということ、この際はっきりさせるべきじゃないでしょうか。

最後に、核セキュリティについても、国際社会が、特にアメリカが主導で始めたから日本もそれに歩調を合わせましょうということじゃなくて、日本という国が、あるいは政府がどんな義務を負って、それを国民にどういうふうに問いかけていくのかという、ここも政府のオプションというものをきちんと明確にする新大綱づくりであるべきじゃないかなと考えております。

○近藤議長 ありがとうございます。

では、続きまして秋庭委員。

○秋庭委員 5年前の政策大綱策定時には、消費者団体として意見を申し上げさせていただきましたが、今回は原子力委員としてしっかり取り組みたいと思っております。

私は3点申し上げたいと思っております。

1つはぶれない基本方針であり、そして柔軟な具体策というのは2つ目です。3つ目は国民との相互理解ということで、この3点についてお話しさせていただきます。

ただいま青山先生から、現大綱は網羅的、総花的というお話がありましたが、私はこの5年前に策定された大綱においては、十分に各界の方たちが議論を尽くされたと思っております。そして、我が国における原子力研究開発及び利用に関する国内外の情勢を展望して、短期、中期、そして長期の取組を合理的に組み合わせて推進することが重要という認識に基づいて、し

っかりと今後10年程度の期間を目安とした計画を策定したとっております。

ですから、先ほども概要についてご説明いただきましたが、この基本目標や共通理念などは揺るぎないものとしてしっかりやっていく必要があると思っております。

そして、2つ目、柔軟な具体策ということですが、しかしながらこの5年間の間に予想以上に世界の情勢は変化しておりまして、いわゆる原子力リネサンスなど、世界的な原子力利用の進展やそれによる資源獲得競争の激化、そして日本の原子力が世界のマーケットに進出するという国際展開の問題など、これらの問題についても大変重要だと思っております。

先ほど冒頭に、委員長からもパラダイムシフトという言葉が出ておりますが、このことをしっかり考える必要があると思っております。

そして、国内においても、5年間の間にさまざまなことがありました。新規建設プロジェクトが進んでおり、またプルサーマル計画がしっかりと進捗しているという、そういういい面もありますが、残念ながら再処理工場の竣工がおくれ、そして「もんじゅ」の運転再開したことを喜んでいましたが今ちょっとつまづいているということ、また、ただいま青山先生からもお話がありましたとおり、高レベル放射性廃棄物の処分地がいまだに決まらないなど、停滞している問題もございます。

これらの問題については、核燃料サイクルの確立、そして放射性廃棄物の安全な処理・処分を前提に、速やかに進むように柔軟に対応すべきと思っております。

そして、3つ目は国民との相互理解です。

この5年間で世界においても、国内においても、さまざま変わってきたこともあるということをご申し上げましたが、国民においても、温暖化問題を中心として、市民活動の充実、発展など行動や意識の変化がみられると思います。

原子力政策はあくまでも国民の理解の上で進めることが重要であり、信頼を得ることが大前提と思っております。この信頼を高めるためには、まず安全かつ安定に運転することが一番です。

先ほどご紹介いただきました昨年の中閣府の調査では、原子力について安定運転が続いているために、推進していくという意見が多くなったということがあらわれていました。このことがまず第一だと思っております。

また、常に情報公開、透明性の確保が重要です。

過去のトラブル隠しなどで残念ながら原子力については、国民の間でどちらかというと『隠している』というようなイメージがあります。、このことについて、この5年間の間、国や事

業者やさまざまな人たちが地域社会との対話の場をつくって、しっかり取り組んできたと思っております。しかし、わかりやすい言葉で、情報がしっかり国民一人一人に届くように、さらに積極的に推進する必要があると思っております。

情報は公開するだけではなく、いかに国民にしっかり届けるかという観点で考える必要があります。

そして、原子力政策は高レベル放射性廃棄物の処分問題などのように、長きにわたる問題でありますので、次世代の教育にもしっかり取り組む必要もあります。

最後に、この策定会議を通じて、国民が原子力についてしっかりと関心を持ち、一人一人が自分のこととして将来を見つめて考えるというふうになっていただきたいと願っております。

以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。

続きまして、浅岡委員、よろしく願いいたします。

○浅岡委員 私は地球温暖化対策を中心とするNGOにかかわっておりますけれども、私どもとしましては、温暖化対策として排出削減のために原子力をより拡充していくような方針は持っておりません。

政府におきまして、エネルギー供給構造高度化法やエネルギー基本計画において非化石エネルギーという形で再生可能エネルギーと原子力とをセットにいたしまして内訳が明確でないまま、2020年50%、2030年には70%というような数字が出されていますが、これはよくないと思っております。非化石というまとめには、余りにも抱える問題も異なり、対策も異なり、発想も異なる両者を一括するものでありまして、このようにまとめていくことが日本で再生可能エネルギーを拡大することを阻害し、今後も障害となると思っております。

これまでの10年の日本の温暖化対策は、原子力発電所の増設あるいは稼働率を高めることに依存したもので、省エネにおきまして、燃料転換におきまして、再生可能エネルギー拡大におきまして、政策転換が図れなかった。今後もこの方針を前提にして、いかに進めるかということだけをここで議論されるということには、私は賛成いたしかねております。

学習機会を高めるという点につきまして、何事も学習は必要でありますし、教育は重要でありますけれども、原子力につきまして、いい点だけを子供たちに伝えるということではなく、秋庭さんが言われましたように、この間うまくいかなかったというのは、たまたまなのか、原子力が抱えている大きな問題なのか、そこの議論がかみ合っていないのではないかと思います。そうした課題がちゃんと伝わり、再生可能エネルギーの意義や世界の動向、日本は今後そうい

う面についてどうするべきなのかを考えられる教育があわせてなされるような、そうしたバランスの議論がここでも必要なのではないかと思います。

それから、もう1点、国際協力は温暖化対策におきまして、私は大変これから重要だと思いますし、日本がそういう意味で政策転換を図ることは、遅きに失していると思いますが、原子力について進めることには賛成をしておりません。むしろ日本が、オールジャパンで進めようとしていることを懸念しています。ほかの温暖化対策もオールジャパンで国際協力とすることは、今後の日本の国際的な温暖化対策におきます企業の可能性をかえって狭めるだろうと思います。もう少し柔軟に日本の企業が本当に力を発揮できるところで、海外のいろいろな事業者主体、企業等ともうまく連携しながら、新しい国際協力関係を築くということこそが望ましいと思います。原子力はどうしても日本という国としての取組みという感じになってまいりますが、そこが阻害要因に、また途上国の温暖化対策への縛りになってくるだろうと思います。途上国におきます原子力問題の抱える問題は、日本の関わりが非常に大きいという点も、あわせて申し上げたいと思います。

以上でございます。

○近藤議長 ありがとうございます。

阿南委員。

○阿南委員 ありがとうございます。

私は消費者団体からの参加者として、1つは消費者の安全と利益を守るというスタンスともう一つはリスクアナリシスに基づきますリスクコミュニケーションの強化をどう図るかというスタンスで参加したいとして思っております。

ここで議論すべき論点としては、私は2つ挙げたいと思います。

まず、1つ目がエネルギー政策における原子力利用の今後のあり方について、基本的なところから見直す必要があるのではないかということです。

その内容としては、まず我が国のエネルギー需要の今後の見通しというものを再検証する必要があると思います。

理由は我が国の人口は減少傾向であることです。また、今後は代替エネルギーが増加してくると思いますし、消費者の省エネ意識も高まってくるという状況だと思いますので、今後エネルギー需要がどのような形で膨らんでいくのか、あるいは減少していくのかというところの検証が必要だと思います。

関連して、この資料の第1号に策定についての考え方が述べられておりますけれども、その

下のほうに3つのぼちがあつて、こうした点を基本的な考え方に反映させるべきであると、原子力委員会の決定として述べられております。その3つのぼちの1つ目ですが、ここはCO<sub>2</sub>の削減のために原子力に対する期待が高まっていると述べられておまして、確かにそういう点はあると思いますけれども、果たして本当にそこに依存するだけの方策でよいのかどうか、中長期的に見て、温暖化対策をこのエネルギーだけに頼っていていいのか、これはきちんと検証し、しっかりと見きわめていく必要があると思います。

また、2つ目のぼちには、原発の稼働率の低下ですとか、「もんじゅ」、再処理工場、処分場の立地が進んでないなど、現状について述べられていますが、これについては今後も改善される可能性は非常に低く、今後の見通しは立たない状況にあるのではないかと思います。地震もなくなるわけではありません。この膨大なコスト負担をいつまで続けていくのか、さらに今後これを拡大するのかということは検証する必要があると思います。

そのコスト負担をだれが担っているのかということです。

それと、2つ目に議論をしていきたいと思つるのは、リスクコミュニケーションの推進です。

原子力利用のリスクとベネフィットをもっと国民全体が共有する施策が必要だと考えます。原子力行政の体制に消費者、国民等、リスクコミュニケーションを図っていくということが最も重要であり、それを強化していく体制が必要だと思います。先ほど施策の現状についてご説明がありましたけれども、そこでは施策の課題として、コミュニケーションを図っていくということについての位置づけがすごく弱いと思つますし、責任ある担当部門もありません。文科省は、学校教育に責任を持っていますけれども、十分に位置づけられていないというのが現状だと思います。

こうしたことから、この原子力利用のリスクとベネフィットが正確に国民に伝わっていく仕組みはないのではないかと思つております。特にこの放射性廃棄物の問題まで含めた、そうした問題を国民全体が知つて、そして議論に参加をするという体制をいかにつくるかが重要だと思います。

加えて、消費者、国民がこの限りある資源を大切に使うための暮らしの見直しをもっと積極的に進めていく必要があるのではないかと思つます。

今、地球温暖化防止のための省エネの行動に取り組む消費者が非常にふえておりますけれども、そこをもっと促進する必要があると思つます。

学校教育は特に重要ですが、原発のベネフィットだけが強調されているように思つます。も

っとトータルなリスクを考えて、節電ですとか、消費者市民としての教育というものがまだまだ不十分ではないかと思っております。

以上でございます。

○近藤議長 ありがとうございます。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 私はメーカーの立場から感じるところをご説明させていただきたいと思います。

世界の中でエネルギーセキュリティをしっかりと確保しようという動きが非常に強まっている中で、我が国の原子力は技術や運転実績等も含め高く評価されております。しかし諸外国の求める合理性、経済性といった観点からは、もう少し国際的な競争力を高める必要があると感じております。

まずエネルギーのセキュリティをどう確保するかということでございますが、現大綱では2030年以降も30%から40%以上を原子力発電が担うこととなっておりますが、資源が乏しい我が国のエネルギーセキュリティを確保し、ゼロエミッション電源比率を2030年までに約70%とするには、着実な新增設及びリプレースを推進し、原子力発電の比率を2030年までに50%以上に引き上げるべきと考えております。

次に、設備利用率が諸外国と比べ低いという現状を踏まえすと、今後出力向上ですとか、新検査制度等の円滑な運用、再起動基準の明確化等により、世界最高水準の設備利用率を早期に実現することを目指すべきと考えます。世界最高水準の設備利用率を実現することで原子力産業の国際展開での我が国のプレゼンスを高めることができると考えます。

それから我が国の核燃料サイクル路線を堅持し、使用済燃料の再処理を着実に推進するとともに使用済み燃料中間貯蔵施設の建設をはじめ、その他の施設の建設も着実に進展することを期待しております。既に諸外国では実施されている発電所内使用済燃料の貯蔵も参考にしながら、発電所の運営に支障のない確実で柔軟な使用済燃料の施策が重要と考えております。

また、使用済燃料の多国間の管理構想につきましても、我が国の技術を活かしつつ国際的な枠組みづくりに積極的に参画し、議論を主導していくことが必要と考えております。

更にインフラ・システム輸出につきましてもは現在国レベルで対応していただいておりますが、新規導入国からは日本の建設技術に対する期待が非常に多く寄せられてございます。

一方で、基盤整備から建設、燃料供給、運転、廃止までのプラントライフサイクルを通じた対応が求められるという場合もございます。これに対応できるように、国も含めた施策の検討が必要であると考えるとともに、長期間にわたる事業のリスクを低減するような施策の検討も

必要と考えております。

それから、日本の安全規制体系は欧米各国のものと異なる部分があります。科学的、合理的な安全規制のための安全研究推進、段階規制合理化、トピカルレポート制度拡大、規制の国際調和等により、世界標準となり得る安全規制体系の構築が重要と考えております。

また、将来を見据えた技術開発の観点から、世界最高水準の安全性と経済性を目標とする次世代軽水炉開発を着実に推進するとともに、次に来る高速炉時代を見据えた技術開発を進めるべきと考えます。更に高温ガス炉や将来のエネルギーとしての核融合炉についても国際連携を活用しつつ、開発を進めるべきと考えております。

最後に、放射線の利用の促進の観点ですが、近年重粒子線ですとか陽子線によるがんの治療技術の開発が進んでおり、世界からも最先端の技術として注目されております。しかし、その有効性の理解が不足していること、保険の適用がなく高額であること等から、利用の促進に課題がございます。

このような放射線利用の有効性に関しても理解を促進し、医療保険等の適用拡大や、量子ビームの利用促進等、放射線を利用しやすい社会基盤の整備を行うべきと考えております。

以上でございます。

○近藤議長 ありがとうございます。

続いて大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 私もきまじめに一枚資料を昨日用意してまいりました。

五十嵐さんの後ろについています。

私は3点、全般的というよりも、思いついたことを書いてきましたけれども、まず1番目の原子力安全ですけれども、今の原子力の運営はご存じの方は多いと思いますけれども、非常に硬直化して、ある意味で消耗しているようなところがあります。今回の大綱の議論でも、原子力安全というのが裏に表にいろいろなところが出てくると思うんですけれども、それがどうも建設的な議論をしていくときの非常に重要な障害になるように考えて、第1番目に持ってまいりました。

原子力安全というのは、決してちょっとこんな例がいいかどうかわかりませんが、政治家の方とか有識者の方に原子力はどうですかとお伺いすれば、今日のアンケート結果にあったように、60%、70%の人が原子力は非常に有効であり、必要であると。その後に、ただし安全には気をつけてねとか、より一層の安全をと言われるところに実は非常に違和感があって、原子力安全というのは、決して信条とかイデオロギーとか、そういう話ではなくて、純粋に技

術的な概念です。定量性を持っていて、ある条件を設定して、その条件を満たされるかどうか、またその条件は実験によって確認していくというような、非常に全体で整合のとれた概念を持っています。深層防護に基づく設計と安全評価によって、それを確認しまして、一言で言えば、包括性ある高いレベルの安全が達成されているんだと、このことをまず議論の基礎に置いておかないと、何か安全に関して議論するときに常に押され側になって、安全性をもっと高めろとか、何かどこかで使いもしないようなバルブの検査漏れだとか、通報の15分、30分のおくれが社会問題なんかになるんですけれども、こういう深層防護に基づく設計と安全評価という範囲内の包括性の安全性は何も棄損されていないわけで、それがあらゆるパスを通して、スパイラルのようにエスカレートしていくという構造を変えていかない限り、技術的にどうも納得できない。

例えば、今「もんじゅ」だとか、実用高速炉の開発を進めているんですけれども、ナトリウムというのは非常に危険物質で、何か漏れたら爆発するというようなことが社会通念のように広がっているところが技術の本道に関して非常に懸念しておるところですね。このことは安全規制のあり方とか、安全規制の目標が何か、この辺は非常に難しいところなんですけれども、品質保証、指針改定、国際基準などへの議論を展開していくための基礎になるべきだというふうに思います。

2点目は技術開発と人材育成で、ちょっと日本にステレオタイプな意見が多過ぎるということを書いてきたんですけれども、日本じゅうの大学も原子力もあらゆるところでそうなんですけれども、事業仕分け、いい、悪いは別にしまして、やられておるわけなんですけれども、どうも貧すれば鈍するみたいな側面が大学にいても感じるんですけれども、研究開発というのは決して予定調和的にやるものでもないですので、柔軟で厚みのある開発が必要で、効率を追求する余地というんですか、余裕をなくしてはならないと、そういうことで、基盤技術の重要性というのも、近年とみに原子力の中で認識が高まってきていますので、そういうようなところにも力を注いでいくような議論をお願いしたいと思います。

あと人材に関しては、これは私の個人的な印象なんですけれども、非常に何だ、かんだという人が足りない、何人育てて、大学が人を育ててない、学科の名前を変えたと怒られるんですけれども、そういうひとりよがりな議論を避けて、大学のミッションが変わってきているとか、学生の人生観が変わったり、社会的な環境が変わったりということをよく考慮しながら、学生にいかに刺激的な課題を与えることができるのか、刺激的な課題を与えられないなら給料をはずむとか、そういう議論をしたほうがいいと思います。

最後にステークホルダー間の関係、ここでステークホルダーと言っているのは、事業者の方だとか国、安全規制、地元、国民、そういうのをひとくくりにして言っているんですけども、そもそも我々が原子力を進めたり、ここで議論をしている目的は、原子力の潜在可能性を国民福利に最大限に役に立てていくんだという認識に立っているべきだと思うんですけども、硬直的な過度の緊張関係にある部分が今あります。

そういうのには利がほとんどありませんので、稼働率を上げていくという点もそうなんですけれども、我々は原因分析とか何か悪いところを見つけるというのは非常に得意なんですけれども、そういう何か悪いところを探すとか、そういうことではなくて、何か前へ進めていくと、これは宣伝ですけども、我々がシステム創成学というのを東京大学で始めた理由なんですけれども、何か意思を示す、実現していく、それを前進させていくということが大事だと思います。

最後にプロレス的なパラダイムと書いてありまして、事務局からこのプロレスというのはワープロミスじゃないかという連絡を昨日いただいたんですけども、これはプロレスで、一昨日京都で泊まっていたんですけども、夜プロレスをやっています、プロレスというのは敵と味方がありまして、レフリーがいて、それを放送するアナウンサーがいて、観衆がいるんですけども、余り深くは言いませんけれども、一致団結して前へ進めていくようなところがありまして、そういう何かガチンコな緊張関係じゃなくて、こういうプロレス的なパラダイムでこういう原子力にしても、何か物を進めるような議論を進めていくといいと思って余計な一言を書きました。

以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。

じゃ、大庭委員。

○大庭委員 今年1月に委員に就任以来、原子力政策にかかわる機会を得ました。私は本来は国際政治の専門なのですが、その分野の専門家としての見地も入れながら、この約一年間で原子力政策について自分の思うところを幾つか指摘したいと思います。

まず、新しい大綱には改めて着実な地に足の着いた原子力政策推進ということを特に強調すべきだと思っております。その点について具体的に2点ございます。そのうちの1つは中間貯蔵についてです。すなわち、2年後に六ヶ所が稼働したとしても、中間貯蔵能力の増強についての議論をする必要があるという点です。

着実な地に足のついた原子力政策という点についてのもう一つの点は、研究開発についてで

す。まず、高速炉開発については、安定的に将来発電を可能にする、実用化を実現し得る研究開発を目指してほしいと考えています。その方向性を持って行くために具体的にどのようなR&Dを目指せばいいのかについて、F a C Tのあり方の検討も含めて、改めて議論していただきたいという点です。また、F B R開発とともに軽水炉の安定利用を進めるための研究も非常に大事ですので、それらのバランスというものをいかにとるのかということも議論したいというふうに思っています。

新たな大綱策定の中で強調すべきもう一つの点として挙げたいのは、国際社会における日本の役割を果たすために、いかに原子力を活用するかということです。

国際社会というのは確かに競争や対立の側面がありますが、他方で協力や連携、あるいは協調というものを必要とする部分もあります。原子力の世界ですと核セキュリティ、核不拡散、安全確保に関する新しい国際的ルール、また安全基準の国際標準などの策定や実施に関して、競争の要素をはらみながらも国際的な連携や協調が必要とされる部分がありますので、そのあり方というものを議論したい。

さらに現在、地域共同体の議論がかなり盛んでありまして、東アジアなのか、アジア・太平洋なのか、まだわかりませんが、アジアにおいて実際にA P E C、A S E A Nプラス3、E A Sなどのさまざまな地域枠組みが立ち上がりまして、そこで広く地域単位でのエネルギーの確保、エネルギー安全保障に関する議論も行われます。そういう地域におけるエネルギー問題についての包括的な議論の中にいかに原子力を位置づけるかという点について、日本が貢献できる部分があるのではと思っています。

どちらにしても、国際的な「対応」という受け身の姿勢ではなく、日本が主体的に、どのようなルールや基準、また状況そのものを作っていくべきか、という観点が非常に大事だと考えております。このような観点から、国内の原子力産業のあり方、また人材育成の仕組みや目指すべき方向性について、実りある議論ができるのではとも思っています。

国際社会における貢献という意味では、原子力のみならず、再生可能エネルギーも非常に大事です。再生可能エネルギーと原子力の国際社会レベルでのベストミックスということも念頭に置きながらの幅広い観点からの議論が必要ではないかと考えています。

以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。

続いて、尾本委員。

○尾本委員 大綱策定における重要な論点と思われる点を4つほど掲げておりまして、お手元

の資料7の4ページ目に私の見解を書き物にしております。

まず、第1は基本政策の確認ということです。

原子力利用は、基盤整備とか技術開発、あるいはその発生する廃棄物の処理、処分という点で非常に長い時間を要する、いわば時定数の長い活動であります。したがって、利用による便益を引き出すためには、安定した基本政策が必要である一方、世界も考えて変化を認識して、基本政策の妥当性を適宜確認して、必要に応じてこれを修正していくことが必要でありましょ

うと、これが第1点です。

2つ目に、そういう点で見たときに、原子力に関する世界の情勢は非常に大きく変わっていると思います。

3点ほど挙げておりますが、原子力発電の稼働性能の向上というのは、非常にめざましいものがあります。世界的に見てめざましいものがあります。

それから、エネルギー供給セキュリティの懸念とか、化石燃料価格の変動、あるいは低炭素社会への移行、こういったことを考えて、2005年以降、原子力発電を行っていない65もの国が原子力発電導入を検討しています。既に原子力発電を行っている国でも、ロシア、米国、インド、中国において意欲的な増設計画が進められております。中国は2030年に150ギガワットということをおっしゃいますから、多分そのときには日本はおろかアメリカも抜いた世界第1位の原子力発電国になる可能性があります。

そういう中で、今までのところ日本は世界におけるこういった動向からいわば取り残され、世界の国際社会との連携が弱いという側面がありまして、これは私は世界との乖離という言葉でちょっときつい言葉ですが、表現しております。

若干はしたないかと思いつつ、その次のページにそういう思いを書いた、これは今年の夏の原子力学会に書きました巻頭言ですが、そこで思うところを書いておりますので、乖離というものは一体どういうふうにとらえているのかということをごらんいただければと思います。

この乖離の背景にある要因を考えて、乖離を解消し、効果的に使っていく。あわせて日本が国際社会との連携を深める。例えば、開発途上国の原子力利用へ一層貢献していくと、そういった上で何が政策上必要なのかということも議論するのも論点かと思えます。

それから、3番目は廃棄物、特に高レベル廃棄物です。

スウェーデンとフィンランドでは、長年にわたる努力の結果、高レベル処分場が決定され、またEUでは深地層処分を優先して、廃棄物管理計画策定を義務づける指令案が公表されております。すなわち各国で責任ある方策の実行が求められている情勢にあります。

日本はこれらに比べて、NUMOが公募を開始したのが2002年からですから、比較的まだ短期間であるとはいっても、処分場立地に進捗がまだ見られておりません。

この件に関しましては、原子力委員会から学術会議に要請しまして、その提言がいずれ恐らく半年とか、あるいは10カ月とか、そういうオーダーで出てくるかということも勘案しながら、基本政策レベルで修正が必要なかどうかということも論議が必要かと思えます。

それから、4番目は技術開発という点ですが、基礎基盤分野での技術開発が例えばITERのような大規模なプロジェクトの費用に圧迫され、また将来的には大学を含めて研究機関の廃棄物処理処分費用というのが大きな費用割合を占めていくと、そういうことによって縮小される。すなわち基礎基盤分野が縮小される縮小の懸念があります。

その点で、横断的な基礎基盤技術への予算配分、あるいは代替技術への予算配分、すなわちメインストリームではないかもしれないけれども、オルタナティブとして検討しておいたほうがいい事項、それとこういったことをどうやって国際協力の中で進めていくか、これについても論議の対象であるかと思えます。

以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。

それでは、清水委員、お願いいたします。

○清水委員 ○清水委員 提出資料の6ページに発言メモをお出ししております。ご参照いただければと思います。

まず、先ほどもお話がありましたが、現在の大綱策定後の動きということで若干触れますと、前回2005年10月以降の5年間でありますが、1つは燃料価格の高騰、あるいは世界的な資源獲得競争の高まりということがあります。さらに、エネルギーの低炭素化に向けた動向、あるいは海外展開の進展ということがあろうかと思えます。

こんな中で、私ども電気事業者は、原子力発電所の新增設を着実に進めるとともに、原子燃料サイクルの実現に向けて、真摯に取り組んできているということを申し上げたいと思えます。

また、柏崎刈羽原子力を初め、幾つかの発電所で地震を経験しているわけですが、いずれもとめる、冷やす、閉じ込めるという安全機能が適切に働いて、原子力安全が確保されたということで、我が国の原子炉の安全性を世界に証明する機会になったという面もあろうかと思っております。

そして、私どもはこれらの経験も契機に、今後も安全確保や地域との共生などの面でさらに研鑽を重ねていく所存であります。

このような変化、あるいは進展の中で、まさに原子力が安定供給確保、環境保全、そして経済性といういわゆる3つのEを同時に達成するための切り札であることは不変であると考えています。

そこで、今回の大綱の策定に当たりまして、3点ほど申し上げます。

1つは、何といたしまして、原子力発電の着実な推進であります。

これには既設プラントの最大限の活用と新增設、あるいはリプレースの円滑な推進が不可欠であります。私どもは自主保安活動の推進など、原子力発電所の安全品質向上に今後も誠心誠意努めてまいり所存であります。一方で科学的、合理的、かつ効率的で、国際的にも調和のとれた安全規制への改善も極めて重要であるということで、そのような観点から、原子力を揺るぎのない着実に推進させていくための方策に関してご議論をいただきたいと考えております。

次に、2つ目であります。原子燃料サイクルであります。

先般の核燃料サイクル協議会で確認されたとおりであります。現行のサイクル政策について、中長期的にぶれない強固な国家戦略として着実に推進することが極めて重要と考えております。私どもとしても、プルサーマル計画を着実に進めるとともに、六ヶ所再処理工場やMOX燃料加工工場の竣工に向けまして、引き続き全力で取り組んでまいります。

また、使用済燃料は貴重な資源でありまして、六ヶ所再処理工場の能力を超えるものについては、確実に中間貯蔵施設を設置していくことが大変重要と考えております。

3点目は国際展開であります。

電気事業者は国、メーカーとともに新規導入国でのプロジェクト受注に向けまして、国際原子力開発株式会社を設立いたしました。我が国原子力産業界の発展のため、事業者としての立場から、積極的に取り組んでまいります。プロジェクトにかかわる直接的なリスクに加えて、規制の国際調和、国際的に通用する人材の育成など、事業者だけでは対応できない課題もあることから、まさに官民一体で取り組むことについてご確認いただきたいと考えております。

以上、3点であります。原子力発電の着実な推進には立地地域の皆様を初め、国民の皆様のご理解と信頼が何より重要であることは言うまでもないわけであり。そのため、新大綱では原子力の平和利用について、確固たる方針を示して、原子力発電の価値、意義について、しっかりとしたメッセージを発信していただきたい、このように考えております。

私からは以上であります。

○近藤議長 ありがとうございます。

続いて鈴木篤之委員。

○鈴木（篤）委員 私のコメントを申し述べさせていただく前に、「もんじゅ」について触れさせていたきたいと思います。

「もんじゅ」につきましては、皆様方に大変ご心配、ご迷惑をおかけしておりまして、まことに申しわけなく存じます。この場をおかりしておわび申し上げます。

先週の16日に文部科学大臣、経済産業大臣、福井県知事による3者協議が持たれまして、今後の工程について、おかげさまでご了解いただくことができました。関係各位のご理解とご関与に心から感謝申し上げます。

その工程でございますように、「もんじゅ」は23年度中の40%出力運転開始を目指し、全力で取り組んでまいります。どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、次期大綱へのお願いでございますが、本日は第1回ということもございまして、2点に絞って申し上げたいと思います。

第1に、既に何人かの方がお触れになりました、また先ほども事務局の資料にもご紹介がございましたが、原子力に関する世界の情勢が大きく変化していることを十分に念頭に置く必要がありそうだという点でございます。

例えば、今後10年、20年後を展望してみますと、世界の原子力発電市場の勢力図が大きく変わろうとしております。何よりも中国とインドが急速に原子力発電分野でも大国になることが確実のようで、恐らく早晩中国が世界ナンバーワンの国になり、次いで米国、インドが我が国やフランスと並んで第3位のグループに入ってくるのではないのでしょうか。

このような勢力図の大きな変化は、ウラン資源確保、濃縮ウラン供給、原子炉建設、使用済燃料管理などにおける国際的主導権争いにも少なからず影響するものと思われまます。今回の大綱においては、これまでの欧米中心の仕組みから、構造的に大きく変動しつつある現下の国際情勢を踏まえた検討をお願いしたいと思います。

第2点目は、第1点とも大いに関連いたしますが、原子力の研究開発に関する国の政策を改めてご確認いただきたい点でございます。

エネルギー基本計画では、エネルギーセキュリティ、環境への適合、効率的な供給の3点、いわゆる3つのEに加え、エネルギーを機軸とした経済成長の実現とエネルギー産業構造の改革がうたわれております。

原子力はこの基本計画にのっとなって、進められていかなければならないわけですが、その中で原子力固有の側面はないのかということをおは考えざるを得ないのです。

原子力ですから、安全性や核不拡散が重要なことは言うまでもございませぬ。これらの問題

は、通常のエネルギー技術と違って、国内問題にとどまらず、国際的次元でも考えなければならないという宿命が原子力にあります。したがって、どこの国も原子力を単なる普通のエネルギー技術としては見てないようであります。

どちらかというと、エネルギーセキュリティを超えた国の安全保障の一環としてとらえている国が多いのではないのでしょうか。この国の安全保障から見た原子力の位置づけをできれば今度の大綱ではご議論いただきたいと思います。

機構では高速増殖炉サイクルばかりでなく、核融合炉の研究開発という長期的課題と共に、放射線や量子ビーム技術に関連する基礎基盤、あるいは萌芽的な革新技術の研究開発、さらには高レベル放射性廃棄物処分にかかわる技術開発など、核燃料サイクルの整備に向けた支援的事業に至る極めて多岐にわたる課題に取り組んでおります。

申すまでもなく、これらの分野の着実な前進には優秀な人材の確保が欠かせません。今日のNHKの朝のニュースでも、科学技術予算の追加的削減が報じられましたが、極めて厳しいそのような財政状況下において、これらの分野に意欲ある人材を長期的かつ安定的に供給するためには、国の安全保障上の位置づけがなければならないというのが私のかねてからの考えでございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

なお、機構が取り組んでおります個々の課題や分野など、各論に関するご意見は今後それぞれの課題や分野における検討の場で申し上げたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

○近藤議長 ありがとうございます。

それでは、鈴木達治郎委員。

○鈴木（達）委員 ありがとうございます。

私のほうから、大綱改定、見直しにかかわる大きな先ほど委員長からパラダイムシフトという言葉が期せずしてありましたが、大変すばらしい言葉であります。その大綱の哲学について、大きく3点お話ししたいことと、個別分野で3つ強調したいところがあります。

それから、今日のお話は新しい原子力委員会がつくった報告書であります「成長に向けての原子力戦略」というのがありますので、これをちょっと参考にしてお話ししたいと思います。これは資料の5ページのほうにありますので、見ていただきたいんですが、ここに実は私たち新しい原子力委員会のかかなり思いがこもっておりまして、私自身もここに思いを込めておりますので、この5ページのところにあります2つの大きな目標を原子力戦略では打ち出してお

りまして、これを大綱の中でも強調したい。

1つ目が原子力に対する国民の信頼感を高めていくこと、2つ目があらゆる面で国際対応能力を強化すること。国際対応能力というのはよくないというお言葉がありましたので、あらゆる面で国際化というか、変化する国際社会にどう対応していくか、あるいは自分たちがどう進めていくかということ原子力大綱でも議論していきたいというふうな2つの大きな哲学として強調したいところであります。

その中で、国民の信頼感を高めていくことの中で、1つだけ強調したい点は、この5ページの下の方に、「国民のエネルギー、科学・技術に関するリテラシーの向上」と「情報公開イノベーション」という言葉がありまして、これを強調したいと思います。これは後で見ていただきたいんですが、報告書の13ページにありまして、「政策策定にかかわるデータについて、できるだけ公開し、それを国民が共有できるような仕組みをつくっていくことということ」でありまして、これは政策の透明性の確保、それから説明責任、それから国民の参加、あるいは公正さというふうな概念を含めた非常に大きな新しい哲学として強調したいと思います。

それから、3番目の哲学として、実はこの戦略という言葉なんですが、大綱にも戦略性をぜひ強調したい。これは先ほど青山さんのほうからもありましたが、総花的でなくて、重点分野をつけるとか、戦略性の中で私が一番強調したいのは、リスク管理、要するにうまくいかなかった場合のバックアップ、一本道で行くだけではなくて、多様な選択肢をちゃんと確保することが大綱の中でも明記されるべきではないかと。ぶれない政策というのは非常に重要ではありますが、一方で柔軟性の確保ということも言われております。これはまさに戦略性でありまして、2つ挙げたいと思います。

1つがリスク管理と責任の明確化、2つ目が多様性の確保、これは先ほど申しました多様な選択肢をいかに確保していくかと、これを強調したいと思います。

それで、3つの分野について、その中で私は特に強調したいことがあります。

1つ目がサイクルなんですが、特にバックエンド、これは高レベル廃棄物はもちろんなんですが、低レベル廃棄物も含めて、総合的なバックエンドの見直しをしたいというふうに考えております。

2つ目が研究開発、これは既に指摘がありましたけれども、現在の研究開発のあり方について考えていきたい。

3番目が核不拡散セキュリティ、核セキュリティ、この分野での大綱での議論をぜひ進めていきたいと、この3つの分野を重点的に考えていきたいと私は思っております。

以上でございます。

○近藤議長 ありがとうございます。

田中委員。

○田中（知）委員 田中です。

せんだって、9月7日の見直しの必要性に関するヒアリングで陳述したものと大きく変わるところはございませんが、議論していただきたいことの幾つかについて述べさせていただきたいと思います。

まず、国の重要な施策である原子力エネルギー利用研究開発について、国全体としてのPDC Aサイクルがうまく回る仕組みを考えるべきではないかと思えます。

5年前の原子力政策大綱の第7章においても、活動の評価の充実についての記述がありますが、前回の政策大綱作成以来、幾つかの点について実行が遅れているということも事実でございます。

どうして遅れたのかの評価のもとに、それを加速する方法についても、原子力委員会として、また政策大綱作成を通して、できる限りの努力をする必要があるのではないかと、この点についても議論していただきたいと思えます。

以下、特に私の関係している核燃料サイクル関係について議論しておきたいことの4点、5点を述べたいと思えます。

まず、核燃料サイクルの重要性はますます増大していると認識しておりますが、このことをいま一度認識し、核燃料サイクルを早期に確立する必要があると思えます。また、核燃料サイクルに柔軟性と頑健性を高めさせるということも必要でございます、それについてもさまざまな検討が必要かと思えます。1つは使用済燃料のサイト内、あるいは中間貯蔵かと思えますが、それ以外にもさまざまな工夫があっていいかと思えます。

2つ目は放射性廃棄物処分の着実な実施でございます。

高レベル放射性廃棄物処分のサイト選定のおくれは、原子力エネルギー利用の推進に大きく影響するものと考えます。サイト選定作業の遅れを取り戻すべく、全日本的に関係者総力を挙げて取り組む必要があると思えます。その際、ハブ機能を持ったネットワークとか、戦略的な調整会議のようなものも必要ではないかと考えます。

また、余裕深度処分の着実な実施とか、複数地点でのトレンチ処分の実施が必要でございますし、またウラン廃棄物についても早急に処分方法の検討と安全評価の基本的考え方の作成が必要かと思えます。

また、大学の者といたしましては、研究施設等廃棄物を大変心配しておりまして、この処分の遅れは研究機関や大学での研究教育に大きな影響を与えるものであろうかと思えます。国レベルでの処分費用の確保とか、実施主体の妥当性についての評価が重要かと思えます。このような放射性廃棄物処分の着実な実施のための施策について、ぜひご議論いただきたいと思えます。

3つ目は、高速増殖炉サイクル研究開発の着実な推進に関連してでございますが、最近アメリカのMITにおいてMITレポートを検討中であると聞いていますし、またアメリカにおいてはブルーリボンコミティで、新しく原子力政策についての検討がされていると聞いていますが、我が国において高速増殖炉サイクル研究開発を着実に進めていくことの意義の再確認を行う必要があると考えます。また、そういうようなもとに「もんじゅ」の成果をもとにしつつ、実証炉の役割と開発スケジュールを現実的なFaCT研究開発と関係づけて検討すべきじゃないかと思えます。このような点についてもご議論いただけたらと思えます。

その次の研究開発の重要性は、先ほどの五十嵐さんがおっしゃるとおりでございますが、現在我が国はJAAさん1つがあるのみでございますが、そこでは放射線利用、核融合から高レベル放射性廃棄物の処分の研究開発、また高速増殖炉研究開発、本当に幅広いものがございます。また、所轄している官庁も経済産業省、文部科学省があるわけでございますが、将来的にこのような形で本当にいいのかについてもそろそろ検討を開始していいのかなと思えます。

あとは国際展開でございますが、近藤委員長もパラダイムシフトしているかと言いまして、私も全くそのとおりでございますが、我が国が世界の原子力エネルギーの発展に貢献することは、世界平和に関係していくのではないかと思えます。

燃料供給、使用済燃料の措置とセットでの検討が必要でございますし、多国間管理の検討を推進すべきかと思えます。

また、アジアの中での日本というふうなことも考えながら、まさしく原子力エネルギーの地政学的な検討が必要かと思えます。

以上でございます。

○近藤議長 ありがとうございます。

続いて、知野委員、お願いいたします。

○知野委員 まず、1点目としては、2005年に今後10年を見込んで計画をつくって、閣議決定もされている、それを今この段階で早くも見直すということは、どういう現状認識であるかということをお書きになっていますが、もう少しきちんと分析することや、定義づ

けすることが必要ではないかと思えます。

特に遅れ続けているもの、「もんじゅ」の遅れ、再処理工場の遅れ、最終処分地の遅れとか、いろいろありますけれども、特に「もんじゅ」の遅れに関しては、15年ぶりに動いて、またトラブルでとまってしまっています。これからどうなっていくかもわからない状況であります。

いつも遅れているのに、計画などに関する説明が同じままでは説得力がないと思えます。

例えば、2050年ごろから高速増殖炉の商業ベースの導入を目指すといっても、果たしてこれだけトラブルが起きている中で、そういうことが可能なのかどうか。トラブルは一体どういふところから生まれているのか、そもそも技術的に無理なのか、困難なのか、あるいは組織の体制とか、そういうところには問題があるのかとか、そういうことも含めて分析していくことが必要ではないかなと思えます。

それから、一番みんなが懸念するのは安全性の問題だと思います。原発の高齢化が進んでいて、安全面は大丈夫なのだろうかという問題意識が国内でもあります。先ほど来取り上げられていますシステム輸出ですけれども、これは建設から運用を長期間にわたって手がけることになるわけですが、この技術面での安全性、何か問題が起きれば、企業や国だけではなく、国民の負担へもはね返ってくると思えますので、どうやって安全性を担保するかというところをもう少ししっかり論じる必要があると思えます。

その際に、安全を担保する組織が今経産省に原子力安全・保安院がありますが、推進と規制体制が一緒になっていていいのかという、そういうことも論点ではないかと思えます。

それから、閣議決定されたエネルギー基本計画ですが、2020年に9基、2030年までに少なくとも14基を新規建設すると明確にうたっています。しかし、今のこういう遅れなどを見ますと、果たして現実的なものなのかという疑問もあります。この目標をどう考えるかというところも論点ではないかと思えます。

以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。

続いて、中西委員。

○中西委員 ありがとうございます。

まず、5年前に大綱をつくったときのことですが、当時はゼロベースから始まりました。つまり、事務的な試案が全くないところから大綱ができてきましたので、非常にすばらしい過程を踏んだと思っております。

今度の見直しに対してですが、既にほとんどの方が原子力エネルギーの話をされていました

ので、かなり論点は出尽くしていると思います。そこで私は放射線利用の面から申し上げたいと思います。

まず、38番の資料にありますように、原子力と放射線利用について、つまり原子力・放射線の市場規模ですが、実はその半分が放射線利用となっています。エネルギー利用は残りの半分です。これは平成17年のデータですが、科学技術庁と文部省が一緒になる前の科学技術庁時代、2000年にも、同様の経済規模調査をしたことがありました。実はそのときが初めての調査でしたが、エネルギー利用は放射線利用よりも少なく、市場規模の半分以下でした。それで、こんなことがあるのかと、もう一度精査したけれども結果は変わらなかったということが記憶に残っております。今回の調査でも市場の約半分が放射線利用を占めているということは、放射線利用が身近で非常に役立っているということを表していると思います。そこで、放射線利用についてもっと少し力を入れていただきたいと思います。

この点は、先ほどお話が出た原子力戦略でも気になるところです。原子力戦略は5ページにあるように、まず4つの柱である、グリーンイノベーション、ライフイノベーション、国際展開、地域活性化が書かれています。そしてその下の、例えば環境の整備や雇用の拡大のところは全てエネルギーを対象にしたことが書いてあります。またその下の科学技術のところにも、原子力エネルギーのことが一番に書かれているので、放射線利用ということが余り原子力全体の中で論じられてきてはいないのではないかなという印象を持ちます。もちろん原子力エネルギーと放射線利用は切っても切れず、お互いに密接に関係している訳ですが。

昨年、モリブデン99が足りなくなり医療面で大変困った事態になったということは、ご存じかと思います。それを受けて韓国ではアイソトープ製造用の原子炉、つまり原子力エネルギー用ではない原子炉の建設のゴーサインが出ました。住民も建設に同意し、エネルギー用ではなく、アイソトープ製造用の原子炉ができることになりました。一般に原子炉といいますが、即エネルギー用だけだと思われがちなのですが、是非ほかである、放射線利用についても考えていただきたいと思っています。

この資料の中に放射線利用は4ページしか書かれていないのですが、人材育成や研究開発のところにも放射線利用を入れ込んでいってほしいと思います。放射線利用が大きな経済市場を占めるということは、産業として非常に大きいということも意味しています。その産業を活性化し、また維持しながらさらに発展させるためには、これらの産業の技術開発が必要ですから、そういう面からも放射線利用の発展を考えてほしいと思います。

そのためには、他の産業分野と同様に基礎研究や最先端研究開発が非常に大切になってきま

す。最近、基礎研究の分野では原子力工学、つまりエンジニアリングのほうはかなり見直されて人も増えてきてはいるのですが、他の分野、例えば放射化学の分野の衰退は惨憺たるものです。放射化学は今、日本ではほとんど教えてもいないし、研究室もない状況です。原子力の分野でも、例えば廃棄物の化学処理や核変換をするときを考えただけでも、これから化学の力が必要なところが多々ありますが、そういう分野の人たちがほとんどいなくなっているのです。そこで基礎研究をぜひ支えていってほしいと思います。

かつては、原子力という分野は、若者のあこがれの的だった時代がありました。これから原子力分野といいますと、放射線も含めて夢のある領域になってほしいと思います。特に研究面では、放射線を使うとこんな研究ができるということを示すと同時に、もっと国も基礎基盤研究を支えるような施策を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○近藤議長 ありがとうございます。

それでは、南雲委員、お願いします。

○南雲委員 ありがとうございます。

連合の南雲と申します。

今、この会議の開催中も含めて、1年365日、24時間体制で安全を確保し、5万人を超える多くの仲間が原子力に従事しております。連合はエネルギーを取り巻く環境の変化を受けまして、2年にわたる組織内での議論を通じて、本年8月に原子力発電を含むエネルギー政策に対する考え方を取りまとめました。

その中で、原子力エネルギーについては、現下のエネルギー需給構造を勘案すると、原子力エネルギーをエネルギー安定供給に欠かすことのできない重要エネルギー源として位置づけるとともに、CO<sub>2</sub>削減に有効な手段として位置づけることが妥当であるといいたしました。

また、より高度な安全確保体制の確立を大前提に、原子力発電所の高経年化対策と設備利用率向上を目指すといいたしました。

あわせて、現在計画中の原子力発電所の新增設については、地域住民の理解、合意と幅広い国民の理解を前提にこれを着実に進める。その上で、国は国家戦略としての原子力エネルギーの位置づけを明示するとともに、安全、安心の確保や国民、住民に対する理解活動に責任を持って取り組むことなどを確認いたしました。こうした考え方を踏まえ、今回この策定会議に連合として初めて参加をさせていただくことになりました。

まず、この新大綱策定に当たっての基本的な考え方として、連合としては、現大綱を根本か

から見直すことは必要ないと考えております。

その上で、国民との相互理解をどう深めていくかが大きな課題と認識しております。これまでもさまざまな場で議論がされてまいりましたが、原子力に関して国民との相互理解が真に進んでいるとは言えません。原子力の最大の懸案である高レベル放射性廃棄物の最終処分を含め、核燃料サイクルの確立も国民との相互理解の上にしか実現し得ないと思います。真の国民との相互理解に向け、国、自治体、事業者が何をなすべきかのより深掘りした議論を進めていくべきであると思います。

また、立地地域と一言で言っておりますが、施設を立地している市町村とその周辺地域では、原子力に対する認識には相当の温度差がございます。自治体、事業者としての取組が重要であることは当然であります。国としても、もう一歩、二歩、足を踏み出した取組が必要と考えております。

国民、特に周辺地域を含めた立地地域の方々との相互理解のためには、国が原子力利用に関する姿勢を明確にし、その理解活動に責任を持って取り組むことが何よりも必要であります。

なお、原子力発電における点検漏れが続けて発覚しており、電気事業者には苦言を呈したいと思っております。国民との相互理解の基盤をなすのは、原子力施設が安全に運転されることでもあります。

点検漏れの原因の根本にさかのぼって、再発防止策を講ずる必要があると思っておりますが、その際には事業者の労使だけではなく、メーカーなど、原子力に従事する人たちも含めて、チェック体制の検討をすべきではないか。そうした取組が国民の信頼回復につながるものと考えております。

以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。

それでは、伴委員、お願いいたします。

○伴委員 伴です。ありがとうございます。

意見書というのを提出しております。7ページなんです。実は最初の第1案件についても意見があったんですけども、言う機会がなくて、次にいってしまったので、それを少し3分しかないんで、そっちにも経ながら話したいと思っておりますが、1つは人選の問題で、例えば私どもの団体ですと、理事が直接利害に絡んでいる案件については審議から外れてオブザーバーになる。もちろん決定権はないというふうなルールを引いておりますが、そういう点で直接に利害関係のある方たちの扱いについては、なお工夫の余地があるというふうに思っています。

今後の課題として提出しておきます。

2つ目は、いろいろ透明性を高めるということで、常時意見募集等、随分前回に比べて進んだシステムがとられようとしていて、それは大歓迎なんですけれども、立地地域との関係等の議題になったときには、ぜひとも地元の住民の方に私から言うと批判的な人になるんですが、批判的な人を招いて、直接話を聞くような機会をつくっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2番目の何を議論すべきかなんですが、第40回の臨時会議のときにお招きいただきまして、意見を述べさせていただきました。

それを繰り返すわけにはいきませんので、はしょりますけれども、エネルギーと原子力の問題では、今CO<sub>2</sub>削減に原子力を中心に置いたような展開がされているんですけれども、果たして実態として本当にそれが効果を上げることができるのか、CO<sub>2</sub>削減につながるのかどうかということをきちっと議論をしたいというふうに思っています。

原子力の平和利用の担保、これは国を挙げて輸出ということになっているんですが、本当にそれで平和利用が担保できるのかどうか、極めて深い疑問があって、これはそのときも述べさせていただいたんですが、まとめの中では二国間協定のところに分類されているみたいなんですけれども、それとも非常に絡んで、原子力平和利用の担保というのは大きな課題になってきているというふうに思います。

そして、核燃料サイクルの問題では、FBRを日本は目指しているんですけれども、本当にこれが実用化するのかどうか、大綱では2015年ぐらいから国として実用化のプランというふうになっているんですが、そろそろ実用化できるのかどうかの議論を進めていくべきであるというふうに思います。その際、現状六ヶ所再処理にしても、「もんじゅ」にしても、現状を踏まえ、その現実を分析する中で、議論を進めていければというふうに思います。

高レベル放射性廃棄物については、今いろいろと双方向シンポジウム等もやっているんですけれども、果たして本当に今のスケジュールを前提として、合意を得るためにいろいろとやっていくのがいいのかどうかというのが深い疑問があります。交付金との関係も出てくるかもしれないけれども、むしろ初心に戻って、もう一度その議論を進めていくべきではないかというふうに思いますし、その際総量的なもの、一体どんだけを処分するのかといったようなことも、俎上に上げながら議論を進めていくべきではないかというふうに思っています。

そのほかにも安全規制問題では、昨今先ほどもありました規制と推進の分離ということがあり、原子力規制の独立というふうなことも言われていて、前から言われているんですけれども、

強調されてきて、今の政権もその方針を掲げていますので、ぜひとも規制当局の独立というふうなことを俎上に上げて議論をしていきたいというふうに思っています。

そのほかいろいろありますが、あとは省略して、意見書、あるいは第40回の議事録に載っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。

続いて、増田委員、お願いいたします。

○増田委員 第1回目ですので、基本認識だけ申し上げます。

現大綱が10年間の大綱ということになっております。この現大綱の現段階での政策評価を見ますと、現大綱の方向性を大きく変更する必要があるとの評価はなされなかったと、こういうことでありますが、これまでもこういうサイクルだったようではありますが、10年間のものを今の5年目の段階で見直し作業に入るということでありますので、情勢変化が相当ある部分もあると思います。この情勢変化を大綱の見直しまでにつなげていくためには、相当の動機ですとか、相当の説明が必要になるであろうと思います。

変える部分と変えない部分を明確化することと、そして変える部分は何ゆえ変えなければいけないのかということをしちんと突っ込んで分析をし、明らかにするということが必要だと思います。

例えば高レベル放射性廃棄物の処分場の関係を一つ例にとりますと、これは最初の委員会の基本認識でも、立地の選定活動が進展していないと、遅れていると、こういう認識を持っているわけではありますが、当然その前提としてはスケジュールがあって、スケジュール管理がどうなっているかということがその中で問われていかなければならない。また、現在の仕組みに何か問題点がないかどうかということがはっきりなされなければいけないだろうと思います。

そのあたりを問題にするとすれば、どういうふうに変えていくのか、変えることによって、確実に進む仕組みに切りかえるということが必要だろうと思います。私は既に我々の世代で相当の量の廃棄物が出ている、あるいはこれからも出ていくということを考えれば、我々の世代で必ずこれは責任を持って決めていかなければならないというふうに思うわけではありますが、そのためにも国の責任の部分、それから地方自治体の責任の部分を明らかにする必要があります。さらに、国といたしましても、あるいは自治体といたしましても、それを行政が責任を取るのか、あるいは政治がとるのかという問題があります。極めて政治的な問題にもつながっていくと思いますが、いずれにしてもここでは国と自治体の役割分担というよりは、まさに責任分担、

それをきちんとさせることが必要だと思います。

それから、もう1点だけ安全と安心は違うと思います。安全、そして安心、安全の反対側は危険ということであると思いますし、安心の反対側は不安ということでありまして、科学的にきちんと明らかにされるべき安全と、それから安心、これは安心感とかやや感情に類するようなことだと私は思いますが、今これまでの議論を見ておきますと、例えば各自治体のほうが過剰規制であるというか、過剰にいろいろやっているのではないか、事業者側から見るとそういう不満といたしまししょうか、事業者側はそういう見方をし、一方で自治体側からは逆に事業者側に対してきちんとした対応をしてないのではないかと、こんな構図がこれまで起こってきているのではないかと思います。

それはどうも見ておきますと、論点がかみ合ってなくて、自治体側は恐らく住民を代表する立場で、安心の部分の問題にするような、そういう立場に立っている。そういった立場の自治体が逆に言うと専門性は余り持ってないわけですので、安全のレベルについて、どれだけきちんと議論できるかということがあると思うんです。一方で事業者側はそういった自治体に、多くの住民に理解を得るために不安を取り除いて、安心感を広く醸成してほしいという希望を持っているような気がいたします。

原子力について国民にアンケートをとりますと、先ほどご紹介があったようなことだと思うんですが、不安を国民が感じている。アンケートをとるときに、国民全体に安全性を問うても専門家じゃありませんから、それは多分結果は意味なくて、安心か不安かということだと思うんですが、その不安というのは危険だから不安なのか、安心できないということから不安なのかというのは、意味が違ってきますし、それに対してどう答えていくかというのは対応策が違ってくると思うんですね。

ですから、私は大綱を新たにつくりかえるというときに、2点ですが、国の責任、それから自治体の責任というのがそこできちんと問われた形で新しい大綱になっていなければいけないと思いますのと、それから安全と安心について、ここでは安全性の問題なのか、安心なのかということもきちんと踏まえた議論を展開する必要があると思います。

○近藤議長 ありがとうございます。

続いて、又吉委員。

○又吉委員 ありがとうございます。

私からは、現在の時勢に即した新大綱の立案という観点から、4つの論点を提案させていただきたいと思います。

第1は成長を意識した原子力戦略の提示であります。

原子力エネルギーは、供給安定性、経済性、環境性を担保するエネルギー供給源として、国民皆様の日々の生活、そして日本の商業、産業活動を支える縁の下の力持ちとしての位置づけが大勢を占めていたかと思えます。

もちろんそれが最も重要な位置づけであることは何ら変わりはありません。ただ、エネルギーセキュリティ確保及び環境負荷低減の観点から、グローバル市場における原子力エネルギーの付加価値というのは、着実に変化しております。

そこで、原子力エネルギーの概念を一度立ち返り、日本の基幹産業としての一翼を担う可能性というものを一度検討する必要性もあるのではないかというふうに考えています。

40年にわたる原子力発電所の建設、運転を通じて育成されてきた安全技術、運転ノウハウ及び非核三原則を堅持する日本だからこそ、可能な核セキュリティの確保は、日本が誇るべきコアコンピタンスの一つと考えております。来るべき時代を目指し、成長をより意識した原子力政策の提示及び原子力産業の育成土壌の整備についてのご議論を期待したいと考えております。

第2点目は科学的、合理的根拠に基づく安全規制の整備であります。

何度かお話も出ておりましたが、2002年度以降、日本の原子力発電所の利用率というものは8年間連続で80%を下回る状況が続いております。こうした利用率低迷は、地震や発電所における機器トラブルに起因するケースが多いのもまた事実ではありますが、他方技術的、合理的根拠に基づき、原子力安全・保安院、原子力安全委員会によるダブルチェックを経て、運転再開の認可が得たにもかかわらず、実際にはなかなか再稼働に至らないというケースが多いのもまた事実かと思えます。

資本市場の観点からは、安全基準を満たす発電設備の未稼働というものは、機会損失の拡大となることから、今後は科学的、合理的根拠に基づく、より現実に即した安全規制の整備についてのご議論を期待したいと考えております。

第3点目は、原子力の新增設、リプレースに際しての投資インセンティブを削がない環境整備であります。

2010年6月に策定されたエネルギー基本計画においては、2020年までに9基の新增設を目指すという目標が示されております。加えまして、高度成長期に形成されてきた原子力発電所が運転開始後50年を迎える時代が訪れつつあり、経年設備のリプレースの必要性もこれから徐々に高まってくると思えます。

こうした原子力の新增設に際しては、1 基数千億という大規模な投資資金が必要とされます。この設備投資を一手に担う電力会社は株式会社です。投資未回収リスクが高い資産の投資に際しては、資金獲得が非常に困難となる可能性もここでは指摘させていただきたいと思っております。

結果、日本における原子力を基幹エネルギーと位置づけるのであれば、株式会社である電力会社の投資インセンティブをそがない環境整備の情勢についても、ご議論していただければというふうに考えております。

最後、4 点目は何度かお話にもありましたが、一貫性を持った核燃料サイクル政策の提示であります。

燃料サイクルを含めた原子力事業は、国の明確、かつ一貫性を持った意思なくして推進できないのではないかと考えております。これまでに推進されてきた六ヶ所再処理工場の操業、プルサーマル発電に加え、使用済核燃料の中間貯蔵を含む核燃料サイクル施設建設の着実な進展に対するバックアップ体制の構築についてのご議論も期待したいと考えております。

以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。

続きまして、水野委員、お願いいたします。

○水野委員 私は、現在はエネルギー革命の次のステージの前に立っていると認識しています。つまり非常にロングタームで見ますと、エネルギーは石炭から石油へとシフトしてきたわけですが、次世代のエネルギーというのも考えなければならない時期に来ていると思います。それはすなわち数年前の石油価格の異常な高騰を含む需給バランスの悪化、あるいは資源争奪戦というところに見られるように、次世代のエネルギーを開発しなければならない、それに向けて新しい産業構造を構築していかなければならない、というときに私たちが今いるのではないかとというふうに考えております。

そのような世界状況の中で、日本が今後どのような立ち位置を占めるかということを考えていくことが必要ではないかと思っております。

私の主な意見は、5 ページに書かれている成長に向けての原子力産業というところにほぼ網羅されているのですが、ポイントとしましては、リスク管理を含む国民的コンセンサスの形成と、そのためには小学校からの教育、知識を蓄えるということ、そして研究開発を進め、国際競争力のある産業に育てていくという方向で議論を進めていければと思います。そのためには、基礎応用の技術開発を進めるとともに、人材を育成する、そして国際展開をし、技術移

転、技術ネットワークを形成するという方向で考えていければと思います。

国際展開を進めるということは、これは需要を拡大するということで、国際競争力を持つためには国内だけの需要では難しいという認識があります。国際競争力を持つことによって、税金におんぶに抱っこするというところからも脱出することができるのではないかと考えております。

以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。

続いて、山地委員、お願いいたします。

○山地委員 ありがとうございます。

終わりのほうになりますと、どうしても重複になるんですけども、できるだけ重複を避けて3点ほど申し上げさせていただきたいと思います。

といっても、最初から重複があるんですが、私が今回一番大事だと思っているのは、使用済燃料貯蔵容量の確保の政策です。これについては、中間貯蔵の必要性について、何人かの委員の方がおっしゃったのですが、同じ気持ちです。今までは、燃料サイクルの中で貯蔵というのは、メインのファクターじゃなかったと思うんです。しかし、いろいろな不確実性が起こっている。現実にも、現在の我が国の使用済燃料発生量は、六ヶ所の再処理工場が動いたとしても、その処理容量より発生量のほうが多いんだから貯蔵は必要だということがあるんですけども、六ヶ所自体の稼働に関しても不確実性があるということは、我々が今回認識したところです。使用済燃料貯蔵というのは、原子力の安定的な運転にとって非常に重要です。したがって、電気事業者が安心して貯蔵容量を確保できるように政策として位置づけてほしい。

その中では、中間貯蔵だけじゃなくて、原子力発電所のサイト内での貯蔵容量の拡張というのも、十分に現実的な技術オプションですから、それも含めてお願いしたい。

それから、2番目ですけども、今回は5年前に閣議決定された大綱の改定ですから、実は本文だけですけども、読んでみました。現大綱の本文は52ページですから、こんなすごく厚くないですから、皆さんにも読んでいただきたいんですけども、その中で宿題的なものがあるなと感じました。

1つは、核燃料サイクルについて書いた3章の中で、今のべたことと関係が深いんですが、中間貯蔵及びその後の処理の方策という第5項があって、そこでは、中間貯蔵された使用済燃料及びプルスーマルに伴って発生する軽水炉使用済MOX燃料の処理の方策は、2010年ごろから検討を開始するとあるわけで、これは宿題として与えられているんですから、これは今回

ぜひ議論していただきたい。

この処理の方策というのは、なかなか微妙だと議論した記憶があるんですね。

どういうことかということ、処理の方策としては、もちろん再処理がある。また、貯蔵を継続しないしは別のところで行うということも考えられる。それから、処分があり得る。これは理論的可能性を挙げているだけですけれども、そういうことについて、2010年ごろから検討を開始すると書いてあるんだから、この宿題はぜひやってほしい。

また、その次の6項目めに不確実性への対応というのがありまして、そこにこう書いてあるんですね。技術の動向とか国際情勢に不確実要素が多々あることから、使用済燃料の直接処分等に関する調査、研究を適宜進めることが期待されると書いてある。使用済燃料処分というのは、確かに今の現行基本政策から言うと余り耳障りのよくない言葉なんですけれども、この調査、研究というぐらいのことは、そろそろ始めてもいいんじゃないか、そういう議論をやったらどうか。ここは期待されると書かれているのですから、宿題でもないんですが、検討をお願いしたい。

3点目は、ちょっとこの場にふさわしいのかどうか、私疑問に思いながら、しかし皆さんの意見を聞きながら、今日考えたんですけれども、つまりこの政策大綱の位置づけというか、ひいては大げさな言い方で恐縮ですが、原子力委員会の位置づけをどう考えるかという点です。先ほどの説明の中にこう書いてある。大綱では、今後、10年間程度に進められる原子力政策の基本的考え方を示すと。これが政策大綱だというわけなんですけれども、10年というのでいいんでしょうか、もう少し時間軸を長くして基本方針を考えてよいのではないかな。私は原子力委員会、あるいは政策大綱の役割は、1つにはエネルギー政策の中で原子力を位置づける。また、科学技術政策の中で原子力を位置づける。それと、あとはいわゆる平和利用の担保とか、核セキュリティとか、あるいは安全、安心とか、原子力特有の問題について基本的考えを取りまとめる。この3つに分けて考えるんですけれども、エネルギー政策の中ということだと、今回も説明のあったエネルギー基本計画があつて、例えば2030年の話が書かれている。それと原子力委員会、あるいは政策大綱との関係はどうなるのか、整理しておく必要があるんじゃないでしょうか。

また、科学技術政策に関して言えば、5カ年間の科学技術基本計画が今回第4回目でもまた出ていまして、そこに原子力が位置づけられているわけなんですけれども、それとの関係をどうするか、これも整理が必要だと思います。

最後のいわゆる安全等の原子力特有の問題との関係では、社会との相互理解とか、あるいは

平和利用の担保とか、あるいは核セキュリティ問題とか、これはまさにコアの部分であります。今までも議論はされているのだけれども、しかしこれは前の2つの議論がちょっと長くて、どうも入っているのだけれども、議論の時間が足らなかったかという気もする。今回はもう少し原子力特有の問題について、もっと時間をかけてもいいのではないかという気がいたします。

以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。

それでは、大変お待たせしました。

山名委員。

○山名委員 ありがとうございます。

資料7の8ページから私の意見をまとめています。

私もこの大綱について大きく基本的に変える必要はないと判断しておりますが、2つの点で少し掘り下げる必要があると考えております。その1つは情勢変化、もう一つは大綱において理念、あるいはポリシーを定めたものの、実効的な実現がよく見えていないものがあるという問題です。この2点から意見を申し上げます。

8ページの1番から言いますと、まず「原子力に対する社会的な受容の低さ」というのが現にあるということであって、恐らくこれは長期的な原子力にとって最も本質的な課題であろうと考えております。信頼獲得、安心感の醸成、広報広聴、社会とのコミュニケーション改善、教育、情報提供のあり方、事業者や技術者サイドのとるべき姿勢等において、抜本的な取り組みが求められる。恐らくこの5年間、やや手法論的な模索をやっていたような気がいたしまして、もう少し理念や本質的な指針を明確化していく必要があるのではないかということを考えているということです。

2番ですが、エネルギー安全保障や低炭素を担うべき原子力発電の位置づけ、その意義や他電源との役割分担、あるいは期待される規模について、今後のエネルギー資源展望、需要側の変化、送配電システムの改善、再生可能エネルギーの導入計画、国際的なエネルギー状況等に関連して、改めて明確にする必要があると。

この議論はややもすればエネルギー源の比較が次元で比較されているようなケースが多くて、実はそれぞれ物理的な特性が違う。それから、時間的な特性が違うとか、コストが違うとか、いろいろな側面がございます。多面的にそれぞれの役割がどうあって、どういうふうにポートフォリオを組むのかという答えが必要だということでありまして、これは総発電量の積分値だけの比較では多分論じることができない。そこに一步踏み込める審議ができないかと期待

しております。

3番ですが、核燃料サイクルを安定に行っていくための基本的な考え方を再確認するということでもあります。

現政策大綱では、六ヶ所再処理工場で3万トンの燃料を処理して、あと3万トンは中間貯蔵していくという計画を立てたわけです。つまり半々路線をとりあえずとって、残りの分については山地先生おっしゃったように、今後長期的に将来のことを考えようということにしてきました。

この半々路線を進めていく中で、海外でのヤッカマウンテン計画の後退、あるいはブルーリボン委員会の審議、中国での大型再処理計画、ドイツのゴアレーベン直接処分場の扱いの混乱、あるいはインドでの高速増殖炉の建設等、さまざまな海外の状況も見えているので、我が国としてベストオプションとして選択している再処理リサイクル路線の妥当性を再確認することと、六ヶ所工場は2年おくらせておりますが、半々路線の中でロバストな燃料サイクルのあり方、さらに山地先生ご指摘のさらに将来の再処理計画に関する展望を明確にすることが必要であると考えております。

4番は廃棄物の問題なんですが、まず地層処分の候補地が決まらない問題というのは一つの出発点ではありますが、当然この中には社会コンセンサスの問題や情報提供やリスクコミュニケーションの問題、事業者や国により取組方法、一種のメソドロジーとしての問題、あるいは国と地方との関係の問題、さまざまな問題が隠れているわけですが、それらの問題をきちんと分析した上で、原子力というものを国民がどう受けとめていくかという根幹部分にかかわる問題、結局社会としてこれをどう受け入れるか、あるいは公益性はどうか、国の役割はどうかというところでの廃棄物の問題を再吟味する必要があるんじゃないか。

なぜこういうことかといいますと、廃棄物の問題はどうしても発電事業の問題が先に進んできたわけです。そうしますと、立地問題というようなある特別な事業の一つの副事業としての問題のようにとらえられているんですが、放射性廃棄物の問題というのは、原子力を使っていくということのすべてそのものでありますよね。原子力事業というのは、燃料を掘ってきて、最後放射性廃棄物をきちんと管理するところまで一貫しての事業であります。発電だけの事業ではない。さらに、原子核の持っているポテンシャルを利用した産業利用、放射線利用というものもあるということでありますから、原子力発電事業やそれ以外のものも例えば研究開発や放射線同位元素の利用を含めた全原子核利用体系の廃棄物のあり方、責任体制や規制のあり方について、もう一度クリアにしたほうがいいんじゃないかと、こう考えるわけです。

一つの例ですが、研究施設と廃棄物という問題がありまして、これは文部科学省がかなり頑張られて、やっと道筋ができました。ただ、それ以外にも例えば私どものところの研究炉の使用済燃料の処置が将来的に不明確であるというような、まだ隠れているものもあるんですよ。

そういうことで、例えば9ページにあります、フランスではPNGMDRという廃棄物法案によって3年に1回、国があらゆる放射性の廃棄物を網羅的に落ちがなく、落としがなく、きちんとかういうふうを考えていくというようなものを国会決議で決めるということになっていまして、そういうものが出ている。そういうふうに全放射性廃棄物をもう一度全部網羅的にどう国が管理していくかというところまで立ち返って、ここで審議すべきではないかと、こう考えております。

それから、5. ですが、研究開発の問題に関して強い懸念を持っております。

それは基礎と工学開発、実用化開発のアンバランスが生じているのではないかとということがあります。原子力委員会では、既に政策評価や専門部会において、スパイラル型の研究開発の重要性というのを指摘しています。スパイラル型というのは、基礎とか工学規模の開発やエンジニアリング、プラント規模の開発などがきちんとPDCAを回しながら、最適な技術解を求めていくという手法なんです、そういうものが不足しているようなことが考えられる。特に研究開発の機動性の低さのようなものが最近よく見えるということでありまして、そういう意味では、この研究基盤をきちんとするということが大事であるというふうに思っております。つまり研究基盤強化というのは、非常に大きな政策的議論のテーマだというふうに考えている。

1つの例でございますが、私が研究で関与しているような日本の研究炉が高経年化しているということ、あるいは基礎研究や教育等の基盤が弱体化しているということ等がございまして、そういう意味では、研究施設を今後どうしていくか、研究用の原子炉やホットラボなどを今後新たに設置するというようなことも含めての研究教育基盤の見直しについて、審議が必要ではないかと考えております。

それから、6. は研究の多様性について語っておりますが、現政策大綱でもシミュレーション等の重要性は指摘しているんですが、どうしても我が国の研究開発は下手なサッカーと申しますか、ボールが右にいったらみんなが右のほうに走っていくというようなところがありまして、多様な研究を持っているということは一つの基盤的強みであります。そういう意味で、例えば核種分離変換技術の研究ですとか、あるいは山地先生がおっしゃったような直接処分のようなもののあり方がどうあるかというような研究も主要路線と並行してやっておく分には何ら問題がないわけです。多様性を維持するということをぜひ考えていただきたい。

7番は放射線利用の話でありまして、これは中西先生が既にご指摘になりましたので、省略いたします。

最後に8. ですが、国際状況ですが、皆様ご指摘のように、たくさんの状況変化がありました。それで、今後我が国は国際的な原子力拡大状況下での我が国の孤立化の回避、それから国際的な核不拡散要求への整合、他国との原子力協力、我が国自身の原子力権益の確保、ウラン資源の確保、NPT体制の維持、堅持、それから国際核燃料供給保障への取り組み等の連立方程式に答えることが求められている。

5年前の政策大綱では、実は連立方程式というよりは一元方程式であったような気がしています。つまりNPT枠の中を堅持して、我が国の原子力をきちんとやっていくことが議論された。今は連立方程式を解いていくことが求められていることで、この国際的な連携、この議論なしに我が国の原子力はないと考えておりますので、この点については十分な審議をお願いしたい。

以上でございます。

○近藤議長 ありがとうございます。

これで一ラウンドご発言いただいたわけですが、若干予定より長くなりまして、もう残り時間が少ないので、これでご意見をいただくことは終わりにしたいと思います。

それで、ただいま、今後議論すべきことに関して皆様より多岐にわたるご提案をいただきましたので、すこし、整理させていただき、次回に議論すべき点を整理して、案としてお示ししたいと思います。

なお、これを整理するに際して、一言最初に申し上げたわけですが、原子力委員会の任務としては、念のため繰り返しますが、原子力基本法は、原子力研究開発利用を推進することによって将来のエネルギー資源を確保し、学術の振興と産業の振興を図って、人類社会の福祉の向上と国民生活の水準向上に貢献することを目指しているところ、このための方策をご審議いただくということと理解していますので、このコンテキストで整理させていただくべきと思っております。そのことについては十分ご理解をいただいていると思っておりますけれども、念のため申し上げます。

それから、今日いただきましたご議論の中で、もう一つだけ私自身が本当は答えるべきなのかなと思いつつ、いまは答えないことにいたしますが、エネルギー基本計画とか科学技術基本計画というものの関係については、エネルギー基本計画、科学技術基本計画はそれ自体が閣議決定になっていると思っておりますが、原子力政策大綱につきましては、これを尊重することを閣

議決定いただいているということをごさいます、そこに若干の違いがございますこのような違いが生まれるにはいろいろな理由があります。たとえば、予算の数字についてある種の政府としてのコミットメントがあるべき性格のものであるかどうかとか、原子力委員会の行政府における存在形態そのものにも関係しているのかなというふうに思います。昨今政治主導という言葉がある中で、私どもとしても、毎日、生き様というか、国民に対する、あるいは国会の負託に対してどうこたえていくかということについては、十分考えながら暮らしているところ、この会議もそのことに思いを巡らしながら、進めていきたいというふうに思っています。これについても、ご意見をお聞かせいただくことは大変ありがたいことだと思っていますが、そのような現状にあることについてご理解をいただければと思います。

なお、次回において、論点だけの紙を延々と議論するのがいいのか、論点を適当な塊にして、このような分野のことをこんな順序で議論していただくことにご意見にこたえることになるのかなという、そんな案をお出しして、それについて大方のご賛同をいただいたら、その次に、さっそく具体的なことについてご議論いただくのがいいかなと考えます。そこで、今日お話を伺っていますと、原子力発電に関するご意見を多くいただきましたので、まずは我が国のエネルギー供給における原子力発電の現状と課題ということで資料を用意して、審議をいただくのがいいかなというふうに考えますが、そんなことで運営させていただいてよろしゅうございませうか。

伴さん、どうぞ。

○伴委員 近藤座長といいますか、委員長が先ほど原子力委員会法のことには触れられたんですけども、それは知っていますが、そこの中には拡大推進をするというふうには書いてなくて、平和利用の推進とは書いてあるんですけども、したがって私は基本的な立場は縮小ありというふうに考えていますので、その視点で臨んでいます、その解釈でよろしいですよ。

○近藤議長 私はいわば単に条文を読み上げたわけです。で、それをどう解釈するかを含めて、よってしたがってかくなることが我が国にとって最も適切であるということをご自身の知見とご判断の赴くところに従ってご発言いただけることを期待しています。

よろしゅうございませうか。

そういたしますと、事務局から次回予定について事前に調整しておられるのかな、ちょっとご紹介いただきませうか。

○吉野企画官 次回以降の会議日程について調整させていただきたいと思っております。

委員の皆様方から事前に1月のご都合をご連絡いただいておりますが、それによりますと1

月14日、金曜日の午前中が比較的皆様のご都合がよろしくて、ご出席いただけるような状況でございます。そういう方向でいかがでございましょうか。

○近藤議長 はい、1月14日、金曜日、午前に第2回を開催するという提案でございますが、いかがでございましょうか、よろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきます。

そういたしますと、あと本日の議事録、先ほど知野委員からのご指摘に関して、わたくしどもとしてもできるだけ速やかに事を運びたく、事務局で案をできるだけ早く作成しまして、皆様にご確認いただいた上で、公表させていただくということにいたしますので、ご確認については迅速にレスポンスいただけるようによろしくお願いいたします。

次回は同じくこの場所ですか。

○吉野企画官 はい、14日。

○近藤議長 14日、ここで同じく9時から開催することにさせていただきます。

これで終わってよろしいかな。

それでは、今日はこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

午前11時58分閉会